

# I C Tサービス安心・安全研究会

## 報告書（案）

～消費者保護ルールの見直し・充実～

～通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等～

2014年（平成26年）12月



## 目次

はじめに .....	1
第1章 消費者保護ルールの見直し・充実	
1. 電気通信サービスの特性 .....	3
2. 説明義務等の在り方	
2. 1. 適合性の原則 .....	5
2. 2. 書面交付 .....	7
2. 3. 広告表示 .....	9
3. 契約関係からの離脱のルールの在り方	
3. 1. 禁止行為・取消しルール .....	10
3. 2. 初期契約解除ルール .....	12
3. 3. 解約ルール .....	22
4. 販売勧誘活動の在り方	
4. 1. 再勧誘禁止 .....	26
4. 2. 代理店監督制度 .....	30
5. 苦情・相談処理体制の在り方	
5. 1. 第三者機関の必要性と今後の方向性 .....	32
5. 2. 取組・検討に当たっての留意点 .....	34
6. その他 .....	38
第2章 通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等	
1. 販売奨励金等の在り方 .....	39
2. SIMロック解除等 .....	41
3. モバイルサービスの料金体系 .....	44
参考資料 .....	46



## はじめに

2013年（平成25年）9月4日に、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（座長：堀部政男 一橋大学名誉教授）」において、「スマートフォン安心安全強化戦略」が取りまとめられ、スマートフォンサービス等の適正な提供に係る課題への対応として、「CS適正化イニシアティブ」が示された。同イニシアティブは、利用者から寄せられる苦情・相談が増加していることから、その内容を分析するとともに、課題解決と苦情・相談減少のための具体的方策を取りまとめたものである。同イニシアティブに基づき、電気通信サービス向上推進協議会<sup>1</sup>・構成電気通信関連4団体、個別の関係電気通信事業者等は、自主的な取組を更に強化し、苦情・相談の削減に努めているものの、依然、その件数は増加している<sup>2</sup>。

同イニシアティブにおいては、「利用者からの苦情・相談の件数が高止まり傾向にあることからすれば、従来の延長線上にある自主的な取組だけでは足りず、電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し、所要の規定を設ける等の制度的な対応の検討に着手すべきである」との提言がなされている。

このような状況を受け、総務省は、2014年（平成26年）2月24日より「ICTサービス安心・安全研究会（座長：新美育文 明治大学法学部教授）」を開催し、消費者保護ルールの見直し・充実等の直面する課題への対応について、より専門的な観点から、ワーキンググループを設置し、検討を重ねてきた。

ワーキンググループは、2014年（平成26年）2月28日に第1回を開催し、同年6月30日までに、2回の関係団体、電気通信事業者、代理店等のヒアリングを含め、計7回の会合を開催し、検討を行った。また、消費者保護ルールと密接に関連性を有する通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等についても、検討すべき課題として指摘する意見が多く寄せられたことを踏まえ、新たに構成員を追加したアドホック会合を2回開催し、検討を行った。こうした検討結果をもとに、本研究会は、本年7月14日に中間取りまとめを行った。

その後、本研究会では、中間取りまとめにおいて引き続き検討を行うことが適當とされた苦情・相談処理体制の在り方等について、新たな構成員の参加も得てワーキンググループでの検討を再開し、さらに2回の関係団体、電気通信事業者、代理店等のヒアリングを含め、計4回の会合を開催し、検討を行った。

<sup>1</sup> 2003年（平成15年）1月設立。（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）日本インターネットプロバイダー協会及び（一社）日本ケーブルテレビ連盟により構成（2004年（平成16年）3月）。電気通信サービス向上推進協議会の検討体制及びCS適正化イニシアティブを受けた取組状況は、参考資料3及び4参照。

<sup>2</sup> 2013年度（平成25年度）の電気通信サービスに係る苦情・相談件数は、年度初めに増加した後、8月に前年度をやや下回ったが、その後は増加傾向が続き、合計で46,409件（前年度から10.5%増加）となっている。苦情・相談の現状及びその詳細な分析内容は、参考資料5から10まで参照。

こうした検討の結果、中間取りまとめに対する実務上の観点等からの意見も踏まえ、今般、本研究会の報告書として取りまとめを行ったものである。

総務省においては、本報告書に示した考え方を踏まえ、消費者保護ルールの見直し・充実等に向け、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）をはじめとする関連法令の改正等、制度規律による実効性の確保を含め、具体的な制度設計を行うことが適当である。また、関係団体、電気通信事業者、代理店等においても、総務省を含め、関係者の間で十分な連携を図りながら、本報告書に示した考え方を踏まえた具体的な取組を早急に行うことを期待する。

また、総務省における制度設計についての検討状況や、関係団体、電気通信事業者、代理店等による取組状況については、本研究会等の場でフォローアップしていくことが適当である。本研究会としては、これらの一体的な検討、取組により、ＩＣＴサービスに対する消費者からの信頼が一層高まることを期待する。

## 第1章 消費者保護ルールの見直し・充実

電気通信サービスの高度化・多様化・複雑化及び利用者からの苦情・相談の件数が増加している現状を踏まえれば、従来の延長線上にある電気通信事業者等及び業界団体による自主的な取組だけでは足りず、電気通信事業法における消費者保護ルールを見直すことが必要<sup>3</sup>である。

具体的には、苦情・相談の状況を踏まえ、業界団体未加入事業者の存在や業界団体による自主基準の遵守不徹底や自主基準の作成自体が困難である等の理由により、自主的な取組による効果が十分に挙げられていないと認められる事項について、法的な枠組等による必要な制度・規律の在り方を個別に検討することとする。

なお、今後電気通信市場にMVNO等の新たな電気通信事業者が参入した場合<sup>4</sup>であっても、既存の他の電気通信事業者と同様に、消費者保護ルールの見直し・充実による新たな制度・規律を含め、電気通信事業法上の義務を遵守する必要があることに何ら変わりがないことに留意することが適当である。

### 1. 電気通信サービスの特性

電気通信事業法における消費者保護ルールの検討の前提となる電気通信サービスについては、次のような基本的特性があると考えられる。

電気通信サービスは広く国民が利用するサービスであり、日常生活に不可欠なサービスとなっている。他方、急速な技術革新に伴い、そのサービス提供の基礎となる技術は高度かつ複雑なものになっている。この結果、サービス提供の契約内容も高度化・多様化・複雑化している。

電気通信サービスの販売勧誘形態は多様である。モバイルデータ通信、光ファイバー、CATV等について、訪問販売・電話勧誘販売等の不意打ち性がある販売方法がなされている場合や、店舗販売においても携帯電話と複数オプションサービスの組合せ等の複雑な販売がなされている場合がある。また、販売勧誘において、電気通信サービスの提供主体である電気通信事業者が直接勧誘するという形態は少なく、多くの場合は、いわ

<sup>3</sup> 「CS適正化イニシアティブ」において示された電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し、所要の規定を設ける等の制度的な対応の検討に関する、①消費者委員会、②東京都消費生活総合センター、③日本弁護士連合会、④(独)国民生活センター、⑤適格消費者団体 消費者支援機構関西、⑥適格消費者団体 消費者支援ネット北海道、⑦適格消費者団体 京都消費者契約ネットワーク、⑧(一社)全国消費者団体連絡会から電気通信事業法の改正等に関する要望が総務省に対し寄せられている。具体的な要望事項は、参考資料11参照。

<sup>4</sup> MVNO (Mobile Virtual Network Operator) や FVNO (Fixed Virtual Network Operator) のように、基本的に自らネットワークは構築せずに、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業であっても、電気通信サービスを他人の需要に応じるために提供している場合には、電気通信事業法上の電気通信事業者として、登録(第9条)又は届出(第16条第1項)が必要となる。

ゆる代理店（契約の締結を媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者をいう。以下同じ。）が販売勧誘を行うといった形態が多く見られ、その構造は複数、多階層なものとなっている。

電気通信サービスの提供形態としては、光ファイバー、CATV等においては、通常、サービス提供に当たり工事が必要となるが、携帯電話、モバイルデータ通信等においては、工事を要さずに契約後すぐにサービス提供が開始される場合が多い。

電気通信サービスの提供条件としては、携帯電話、モバイルデータ通信、光ファイバー、CATV等多くのサービスにおいて、期間拘束・自動更新付契約やオプション契約も含めた複雑な料金体系のプランが提供されている。また、一つのサービスの利用であっても、そこに電気通信事業者及び代理店等の複数の当事者が関わっていることが多く、複数の契約が必要となる場合がある。

サービス提供契約の対象商品である電気通信サービスの品質について言えば、固定系サービス・無線系サービスを問わず、通信速度はいわゆるベストエフォート型とされ、また、無線系サービスは具体的なサービスエリア等について、必ずしも個別事例における状況が事前に把握できないという特質がある。このため、利用者が契約締結時点でサービスの品質を理解することには一定の限界があり、実際に利用してみないと契約対象となるサービスの品質が分からないのが実情である。

電気通信サービスの契約締結においては、基本的に、電気通信事業者及び代理店と利用者間の情報の非対称性、交渉力の格差が拡大する傾向にあり、利用者が十分に契約内容やサービスの品質を理解して契約を締結することが困難となっている。その情報の非対称性等を埋めるべく、利用者が契約を締結するに当たって受ける説明の内容を充実させ、説明に要する時間を拡大する等の対応が行われているが、他方で説明を受ける利用者の負担の増加にもなっているほか、提供条件の説明によっても、なお、契約内容やサービスの品質を契約締結時に把握するのには一定の限界があるのが実情である。

電気通信事業法における消費者保護ルールの検討に当たっては、上記のような電気通信サービスの基本的特性があることを踏まえ、それぞれの個別のルールの検討に当たることが適当である。

## 2. 説明義務等の在り方

### 2.1. 適合性の原則

#### 2.1.1. 背景

電気通信事業法第26条に基づき、電気通信事業者及び代理店は提供条件を説明しなければならないとされているが、その説明が画一的となっており、高齢者、未成年、障害者等に対し、適切なサービスの選択に資するような分かりやすい説明がされていない、契約の意思確認が不足している等の苦情・相談が寄せられている。他方で、電気通信サービスの契約締結に慣れ、その基本的特性についても理解していると考えられる利用者に対しても、画一的な説明により、説明時間の長時間化を招いている場合もある。

構成員からは、店舗販売を含め、当初購入する意図がなかった電気通信サービスについても勧誘等がなされ、十分に理解できないまま、契約締結に至る場合があるとの指摘があった。

事業者からは、説明を効率的にして欲しいというニーズやじっくり聞きたいというニーズ等の利用者が求める利便性や安心のニーズは様々であるという指摘があった。

#### 2.1.2. 考え方

利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明については、これまで各種研究会での提言、これらを受けた業界の自主ガイドラインによる取組等がなされてきたところであるが、なお、十分な効果が上げられていないところである。

これを踏まえれば、電気通信事業者及び代理店は、高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって特に配慮が必要と考えられる利用者に対し、その利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことが求められると考えられることから、いわゆる適合性の原則を踏まえた説明を行わなければならないことを制度化することが適当である<sup>5・6</sup>。

その際、当初購入する意図がなかった電気通信サービスについて勧誘等がなされる場合においては、利用者が契約を行う目的を踏まえ、十分に契約内容を理解し、そのサービスを必要とするかどうかも含め、利用者が適切に判断できるような説明

<sup>5</sup> 制度化に当たっては、一部の電気通信事業者（基礎的電気通信サービスを提供する事業者、指定電気通信サービスを提供する事業者及び認定電気通信事業者）にはサービス提供義務があり、正当な理由がなければサービス提供を拒否してはならないとされているが、契約者が高齢者、未成年者、障害者等であることや、契約しようとする電気通信サービスに関する理解が不十分であることが、サービス提供を拒み得る正当な理由に該当するかどうかについて、整理することが適当である。

<sup>6</sup> 構成員からは、「説明に当たって特に配慮が必要と考えられる利用者」か否かの判断について、販売現場において具体的にどのような基準及び手段で判断するのかを、他の業界における事例を参考としたながら例示する必要があるのではないかとの指摘があった。

を行うことが適当である。

その上で、説明に当たって、特に配慮が必要と認められる利用者以外の利用者については、例えば、その利用者からの希望やサービス提供契約についての知識、経験、目的等に応じ、電気通信サービスの基礎的な部分に係る説明を不要とする<sup>7</sup>等により、説明を受ける内容や説明に要する時間の拡大といった利用者の負担にも対応することが適当である。なお、利用者からの説明に関するそうした希望及び同意について、利用者の自発的な意思がきちんと確認できるよう、一定の担保を行うことが適当であると考えられる。

---

<sup>7</sup> 説明を一部不要とする場合であっても、第1章2.2.2.（書面交付 考え方）で示すとおり、個々の契約者の電気通信サービスの提供に係る契約内容を分かりやすく記載した書面の交付をしなければならないことには変わりがないことに留意することが適当である。

## 2.2. 書面交付

### 2.2.1. 背景

電気通信事業者及び代理店は、提供条件の説明の際には、原則書面を用いて説明を行うこととされている<sup>8</sup>が、利用者が実際に選択した個別の契約内容に関する書面の交付が必須とされていないため、利用者が正確な契約内容を契約後に確認することができないといった苦情・相談が寄せられている。

また、構成員や消費者団体等からは、電気通信サービスの提供に係る契約や同時に契約するオプションサービス等の契約について、契約の相手方が多岐にわたるため、一覧性を持って、契約内容を確認することができないとの指摘があった。

事業者からは、契約時には重要説明事項や契約内容に関する書面の交付に取り組んでいるが、交付方法については利用者の属性等に配慮して、紙媒体による交付や電子媒体による交付等の工夫を行っているという指摘があった。

構成員からは、書面交付に当たっては、利用者が契約内容を確実に認識するためには、紙媒体による書面交付にメリットがあるとの指摘があった。他方で、利用者による契約後の保存や参照の利便性といった、電子媒体による書面の交付にもメリットがあるとの指摘もあった。

### 2.2.2. 考え方

利用者が契約内容を適切に理解し、契約後にトラブルがあった場合に正確に契約内容を確認するためには、電気通信事業者及び代理店が、個々の契約者の電気通信サービスの提供に係る契約内容を分かりやすく記載した書面の交付をしなければならないことを制度化することが適当である。また、電気通信サービスの提供に係る契約以外のオプションサービス等についても、同一の書面に一覧性を持って記載する等の取組を行うことが適当であると考えられる<sup>9</sup>。

書面の交付の方法については、サービス提供者と各契約者の間を電子的な手段で接続するものである電気通信サービスの特性を踏まえれば、紙媒体による書面交付を原則<sup>10</sup>としつつ、あらかじめ利用者の明確な同意が得られる場合には、利用者の

<sup>8</sup> 電気通信事業法第26条に基づく電気通信サービスの提供条件の説明については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2第2項に基づき、原則書面にて行われることとされている。消費者団体等からは、説明に要した書面の交付の徹底や契約内容等を示す書面の交付について要望が寄せられている。

<sup>9</sup> 構成員からは、書面には、各オプションサービスの無料試用期間（の終了日）等についても記載すべきではないかとの指摘があった。

<sup>10</sup> 販売形態（通信販売等）やサービスの契約形態（公衆無線LAN等に用いられるいわゆるオンラインサインアップ型により契約を行うサービス等）によっては、電気通信サービスの提供に係る契約の締結の一連の事務がオンラインで完結し、その後のサービスの提供に際しても、紙媒体による書面のやりとりを行わないことが契約慣行として定着している場合もあり、こうした場合の取扱いについては、さらに検討することが適当である。

利便性も勘案し、紙媒体に代えて、電子媒体による書面の交付を認めることが適當である<sup>11</sup>。なお、電子媒体による書面の交付を認める場合であっても、利用者からの交付方法に関するそうした希望及び明確な同意について、利用者の自発的な意思がきちんと確認できるよう、一定の担保を行うことが適當であると考えられる。

---

<sup>11</sup> 利用者の承諾を得て、電子媒体による書面交付とした場合であっても、利用者から電子媒体による提供を受けない旨の申出があった場合には、書面交付を電子媒体で行ってはならない等とされている他の制度を踏まえつつ、制度化を検討することが適當である。

## 2.3. 広告表示

### 2.3.1. 背景

利用者にとって、広告表示が利用するサービスを選択する際の判断の重要な基礎となるという観点から、電気通信サービス向上推進協議会が「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」(2004年(平成16年)3月制定。以下「広告自主基準」という。)を定め、広告表示の適正化を図っている。

電気通信事業者等の広告表示については、

- ① 「広告自主基準」に基づいた広告表示が行われているかについて、電気通信サービス向上推進協議会に置かれた「広告表示アドバイザリー委員会<sup>12</sup>」において第三者によるチェックを受ける等の自主的な取組が行われるとともに、
  - ② 利用者の誤認を招くおそれのある広告表示については、電気通信事業法に基づく行政指導等
- の対応が行われている。

また、昨今の食品表示等の不正事案の多発等を受け、消費者庁を中心とした法執行について、多数の事業者を対象とした監視指導を迅速に行うことには体制面で限界があること等を踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景表法」という。)において、①事業者がサービスの品質等の表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備等の措置を講ずるとともに、②必要に応じて、各事業を所管する大臣に対し、権限の一部(調査権限)を委任すること等を内容とする法改正が行われたところである(2014年(平成26年)6月13日公布。同年12月1日に施行予定。)。

これを受け、今後、景表法に基づき、電気通信事業者等はサービス品質等の表示を適正に管理するために必要な体制の整備等の措置が義務付けられるとともに、景表法違反が疑われる事案については、必要に応じ、総務省が調査を行うことが可能となる見込みである。

### 2.3.2. 考え方

第三者機関である「広告表示アドバイザリー委員会」による「広告自主基準」遵守のチェックの状況や、景表法に基づく調査権限を総務省が行使することが可能となったことも踏まえ、電気通信事業法及び景表法に基づく迅速かつ的確な法執行を通じ、電気通信事業者等の広告表示等の適正化を図ることが適当である。

---

<sup>12</sup> 消費者団体、有識者等をメンバーとして構成(委員長:平野晋 中央大学総合政策学部教授)。2007年(平成19年)7月に設置され、四半期ごと(3ヶ月に1回)に電気通信事業者による広告に関する検証を行っている。

### 3. 契約関係からの離脱のルールの在り方

電気通信サービスの提供に係る契約に関するトラブルがあった場合、電気通信事業者が利用者からの苦情・相談への対応を行っているが、それでもなお、利用者が契約関係からの離脱を望む苦情・相談が多く寄せられている。このような状況に対応するルールとして、(3. 1) 禁止行為・取消ルール、(3. 2) 初期契約解除ルール、(3. 3) 解約ルールの観点から検討することとする<sup>13</sup>。

#### 3. 1. 禁止行為・取消ルール

##### 3. 1. 1. 背景

消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）においては、締結した契約内容のうち、重要事項<sup>14</sup>について、事業者による一定の行為により、消費者が誤認をした場合には、事後的に取り消すことができるとしている。具体的には、事業者が消費者契約の締結に際し、消費者に対して、重要事項に関する①不実告知<sup>15</sup>又は②不利益事実の不告知<sup>16</sup>を行った場合に、当該行為によって当該消費者が誤認をし、契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、取り消すことができる旨が定められている。

また、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）は、重要事項に関する不実告知又は不利益事実の不告知の禁止に加え、消費者契約法上の重要事項である契約対象のサービスの「内容」や「取引条件」とは必ずしもならない「契約の締結を必要とする事情に関する事項」といった契約締結に至る動機に関する事項<sup>17</sup>に係る不実告知を禁止し、当該禁止行為違反によって、消費者が誤認をした場合には、取消権が付与されている。

他方で、電気通信事業法は、事前に十分な説明がなかつたために後でトラブルに

<sup>13</sup> それぞれのルールの概要は、参考資料 12 参照。

<sup>14</sup> 消費者契約に係る次に掲げる事項であつて消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう（消費者契約法第 4 条第 4 項）。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

<sup>15</sup> 重要事項について事実と異なることを告げること（消費者契約法第 4 条第 1 項第 1 号）。

<sup>16</sup> 重要事項又は当該重要事項に関する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実を故意に告げなかつたこと（消費者契約法第 4 条第 2 項）。

<sup>17</sup> 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項（特定商取引法第 6 条第 1 項第 6 号）。具体的な事例としては、

・（住宅リフォームの勧誘において）「床下が腐っていてこのままでは家が倒れてしまう。床下換気扇の設置が必要」

・（消化器の販売において）「法律上 1 年おきに詰め替えの義務がある」

・（ステンレス鍋の販売において）「アルミ鍋は有害である」

・（ガス漏れ警報器の販売において）「経済産業省が設置するよう決めた」等を通達において例示。

なることが特に想定される事項<sup>18</sup>を、契約締結前に説明することを義務付けている。

これに対し、消費者団体等からは、電気通信サービスの提供条件の説明に関する義務違反があった場合には、取消権等の民事効を付与することについて要望が寄せられている。

### 3. 1. 2. 考え方

消費者契約法において、重要事項に係る不実告知又は不利益事実の不告知に関する事項に関しては、取消権が既に付与されているが、重要事項に該当するかについては、個別の事案における判断がなされており、消費者団体等からは、電気通信サービスの提供に係る契約において、消費者契約法上の取消権を用いた解決に時間を使ったり、困難となっているとの指摘がある。

このため、提供条件の説明が必要とされる事項のうち、利用者の契約締結の判断に通常影響を及ぼすべき重要事項を可能な限り具体的に列挙し、明確化を図った上で、これらの事項に関する不実告知又は不利益事実の不告知を禁止することが適當であると考えられる。その上で、事業者による当該禁止行為違反といった一定の行為により利用者が誤認した場合の取消について検討することが適當である<sup>19・20</sup>。

また、電気通信サービスの提供に係る契約の勧誘において、他の同様のサービス、利用者の環境との関係、セット販売を行うサービス等の周辺状況も含めて、電気通信サービスの提供に係る契約締結の誘因に関する説明が多く行われている状況にある。このような説明において、不実告知が行われた場合に対処するため、必ずしも契約対象であるサービスの「内容」や「取引条件」とはならない契約締結に至る動機に関する事項に関しても、販売形態にかかわらず、提供条件の説明時の不実告知を禁止することが適當であると考えられる。その上で、事業者による当該禁止行為違反といった一定の行為により、利用者が誤認した場合の取消について検討することが適當である<sup>19・21</sup>。

---

<sup>18</sup> 電気通信事業法施行規則第22条の2の2第3項において、提供条件の説明が少なくとも必要とされる事項を規定。具体的な内容は、参考資料13参照。

<sup>19</sup> 取消については、禁止行為が設けられている他の法令の規定や、現在行われている消費者契約法の見直しの議論（2014年（平成26年）8月5日に、内閣総理大臣により消費者委員会に対し消費者契約法の見直しについて諮問がされている。）等の動向をも参考にしつつ、検討することが適當である。

<sup>20</sup> 消費者契約法及び特定商取引法において付与される不実告知等違反に関する取消権については、追認ができる時から6月、契約締結時から5年以内に時効により消滅するとされている（消費者契約法第7条第1項、特定商取引法第9条の3第4項等）。電気通信事業法において不実告知等違反に関する取消権を付与する場合には、電気通信サービスの技術革新の進展が早いことにより、契約締結時点には不実告知等に該当したものが、後に不実等ではなくなる場合もあり得ることも踏まえ、検討することが適當である。

<sup>21</sup> 販売勧誘活動時の話法が契約締結に至る動機に関する事項にどのような場合に影響を及ぼすのかといった判断基準等も含め、検討することが適當である。

### 3.2. 初期契約解除ルール

#### 3.2.1. 導入の必要性

##### 3.2.1.1. 背景

特定商取引法において、訪問販売及び電話勧誘販売において、いわゆるクーリングオフの制度<sup>22</sup>が導入されているが、他の法令の規定（電気通信事業法）によって、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における電気通信サービスの提供は、利用者の利益を保護することができるサービスの提供の一つであるとされており、特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）において、特定商取引法は電気通信サービスに適用されないとされている<sup>23</sup>。

また、特定商取引法のほか、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）等の個別の業法<sup>24</sup>において、これと同様の制度が導入されているが、それらの導入理由としては、

- ① 訪問販売・電話勧誘販売等の不意打ち性のある販売方法により契約時点の消費者の契約締結意思が不安定なこと、
  - ② 商品・サービスの複雑性の一方でその誘引力の強さに起因し、消費者が商品・サービスの内容を十分理解しないまま契約締結に至ること
- が挙げられている。

ここで、電気通信サービスについて寄せられる取引形態別の苦情・相談の内訳を分析<sup>25</sup>すると、

- ① 携帯電話サービスは、店舗購入（81.0%）が大部分、
- ② モバイルデータ通信は、店舗購入（47.2%）、通信販売（21.1%）、電話勧誘

<sup>22</sup> いわゆるクーリングオフについては、法律上定義が置かれているものではないが、おおむね、一定期間、無条件での一方的な契約の申込みの撤回又は契約の解除、それに伴う損害等に関する事業者からの請求の禁止等を規定するものとの理解が一般的であると考えられる。

<sup>23</sup> 電気通信事業法においては、業務改善命令（第 29 条）、登録の取消し（第 14 条）等により事業者規律を行うことも含め、特定商取引法と同等の消費者保護が担保されていることが適用除外の理由として挙げられている。

なお、勧誘・契約解除の適正化のため、電気通信サービス向上推進協議会による「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」（2012 年（平成 24 年）4 月制定。以下「営業活動に関する自主基準」という。）に基づき光ファイバー及びCATV に係る回線敷設工事前の申込みの撤回等について規定がなされている。また、一部の事業者においては、クーリングオフ相当の運用が実施される等の一定の自主的な取組が行われている。

<sup>24</sup> これらの法令の規定については、参考資料 14 参照。

<sup>25</sup> P I O – N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム）に登録された苦情・相談のうち、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から 2014 年（平成 26 年）1 月 31 日までに受け付けられたもので、2014 年（平成 26 年）1 月 31 日までに登録された「携帯電話サービス」（10,133 件）、「モバイルデータ通信」（3,745 件）、「光ファイバー」（8,106 件）を分析したもの。

具体的な分析内容は、参考資料 10 参照。

販売（11.9%）、

③ 光ファイバーは、電話勧誘（48.1%）、訪問販売（25.8%）、店舗購入（10.5%）となっており、電気通信サービスの種類によって、苦情・相談が寄せられる販売形態が異なっている一方で、それぞれの苦情・相談の一番上位に寄せられている契約解除希望のうち、契約当初での解約を希望するものの内訳は、

- ① 携帯電話サービスは、31.3%、
- ② モバイルデータ通信は、45.7%、
- ③ 光ファイバーは、65.0%、

となっており、販売形態を問わず多く寄せられている。

契約当初での解除を希望する理由については、モバイルデータ通信、光ファイバー、CATV等について、訪問販売・電話勧誘販売等の不意打ち性のある販売方法が多くなされている場合や、携帯電話等と複数オプションサービスの組合せ等の店舗販売において複雑な販売がなされている場合も多いことに加え、

- ① 携帯電話をはじめとする料金体系等の契約条件の複雑化により、契約締結時点での利用者の契約内容の理解が必ずしも十分といえない場合があること、
- ② 固定系サービス・無線系サービスを問わず、通信速度がいわゆるベストエフォート型であり、また、無線系サービスは具体的なサービスエリア等について、必ずしも個別事例における状況が事前に把握できないため、利用者が契約締結時点でサービスの品質を完全に理解することには一定の限界があり、実際に利用してみないと契約対象となるサービスの品質が分からぬ場合があること

といった電気通信サービスの基本的特性がその要因として考えられる。

構成員からは、消費者の意思が契約時点で不安定であることを踏まえての契約解除はもとより、契約内容が複雑であることや使ってみなければサービスの品質を十分に把握できないという性質を踏まえ、販売形態によらず、利用者側から初期に契約の解除ができる仕組みが必要であるとの指摘があった<sup>26</sup>。

事業者や代理店からは、使ってみなければ分からないといった性質については、例えば、サービスエリア等については、いわゆる試用サービスの導入により、自主的な対応が可能ではないかとの指摘があった。また、サービス提供の対価、提供に当たって必要な工事、端末・端末付属品、オプションサービス等の取扱いに伴うコストの増加を懸念する指摘があった。

### 3. 2. 1. 2. 考え方

技術の急速な進展に伴う電気通信サービスの高度化・多様化・複雑化の中、利用者にとって契約内容が複雑であり十分に理解できない、固定系サービス・無線

<sup>26</sup> なお、一部の構成員からは、通信販売については、積極的な勧誘が行われておらず、性質が異なるのではないかとの指摘もあった。

系サービスを問わず通信速度がいわゆるベストエフォート型である、無線系サービスは具体的なサービスエリア等の問題により、実際に利用しないと電気通信サービスの品質を十分に把握できないといった側面を有する電気通信サービスの基本的特性を踏まえれば、契約の拘束力を当然に認めてそれを存続させなければならないとすると利用者の不利益が大きい。そこで、契約の内容やサービスの品質について納得できるまでの契約初期の間には、契約の拘束力から離脱する道を用意することが適当である。これが初期契約解除ルール<sup>27</sup>であり、販売形態によらずに導入することが適当である。

また、販売形態により、契約時点での契約締結の意思が不安定となりやすいこと等に配意し、熟慮期間を与えることが必要といった課題に対して、初期契約解除ルールの導入は解決に資する効果をも持つと考えられる。

ただし、電気通信サービスに初期契約解除ルールを導入する場合、利用者への説明時間が長くなり、利用者及び代理店双方の負担が重くなるのではないかとの指摘もあった。説明義務に関しては、第1章2.1.において、「利用者からの希望やサービス提供契約についての知識、経験、目的等に応じ、電気通信サービスの基礎的な部分に係る説明を不要とする等により、説明を受ける内容や説明に要する時間の拡大といった利用者の負担にも対応することが適当である」と示したとおり、初期契約解除ルールの制度化の検討に当たっては、こうした点に十分に留意することが適当であると考えられる<sup>28</sup>。

また、サービス利用時の利用料、端末・端末付属品やオプションサービスの取扱い等についても、電気通信事業者等及び利用者における公平な費用負担の在り方と併せて詳細に検討することが適当である<sup>29</sup>。

加えて、サービスの利用を可能とするために工事が必要となるサービスについては、工事が開始された後に初期契約解除がされた場合には、工事費の負担や原状復帰が必要となり、利用者や事業者双方の費用負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当である。

### 3.2.2. 対象となるサービス

<sup>27</sup> 本制度は、電気通信サービスの基本的特性を踏まえ導入するものであり、第1章3.2.1.～8.に示すとおり、訪問販売等における「クーリングオフ」とは、その導入の理由や内容が異なる部分があることから、本報告書においては、「初期契約解除ルール」という用語を用いることとしたものである。

<sup>28</sup> 制度化に当たっては、電気通信サービス向上推進協議会、電気通信事業者、代理店等と総務省が連携し、簡便で、利用者にとって分かりやすい説明モデル等を検討することが考えられる。

<sup>29</sup> 初期契約解除ルールを導入することとした場合には、適用される条件や利用者が負担することになる場合の費用等について、あらかじめ電気通信事業者及び代理店による電気通信サービスの提供条件の説明が必要となる事項とすることが適当であると考えられる。

### 3.2.2.1. 背景

電気通信事業法第26条に基づく提供条件の説明は、利用者が安心して継続的に電気通信サービスを利用することを可能とすることにより、日常生活に支障が生じないよう、国民の日常生活に係る電気通信サービスについて行うこととされている<sup>30</sup>。

### 3.2.2.2. 考え方

契約時点での契約締結の意思が不安定であったり、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするにもかかわらず、契約当初であっても、契約を存続させなければならぬとすると、利用者の不利益及び影響が大きい。したがって、初期契約解除ルールが必要となるサービスは、現行の提供条件の説明が必要となる電気通信サービスを踏まえつつ、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からないサービスを対象とすることを基本に検討すべきであると考えられる。

なお、この点について、中間取りまとめ後に開催されたワーキンググループにおけるヒアリングにおいては、初期契約解除ルールの対象となるサービスについて、実際にトラブルが多発していること等による限定も考えられるのではないかとの議論もあった。

また、業界団体、電気通信事業者、販売代理店等による苦情・相談縮減に向けた今後の取組の効果を踏まえつつ、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかとの議論もあった。

初期契約解除ルールの制度化に当たっては、これらの点も踏まえ、検討することが適当であると考えられる。

### 3.2.3. 初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点

#### 3.2.3.1. 背景

他の法令においては、契約の解除等が可能な期間の始期は、①契約締結日又は②書面交付日としている例が多く、また、③商品の引渡し日としている例もごく一部であるが存在している<sup>31</sup>。

#### 3.2.3.2. 考え方

<sup>30</sup> 具体的には、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第1項において、①電話及びISDNサービス、②携帯電話及び携帯インターネット接続サービス、③PHS及びPHSインターネット接続サービス、④インターネット接続サービス、⑤DSLサービス、⑥FTTHサービス、⑦CATVインターネットサービス、⑧BWAサービス、⑨公衆無線LANアクセスサービス、⑩FWAサービス、⑪IP電話サービスが定められている。

<sup>31</sup> 他の法令における規定については、参考資料14参照。

初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点を契約締結日や書面交付日とする

と、

- ① 開始時期が明確になるという利益がある一方で、
- ② 事業者がリスクを回避するために初期契約解除ルールの行使可能期間中に  
おけるサービス提供自体が行われなくなり得るという不利益

が考えられる。

他方で、初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点をサービス提供開始日と  
すると、

- ① サービスの提供が確実に行われ、利用者がサービスの品質を確認するこ  
とができるという利益がある一方で、
- ② 実際にサービスの提供が開始された日を明確に特定することが困難な場合  
があり得るという不利益

が考えられる。

この点、初期契約解除ルールの行使可能時期を明確にし、始期に関するトラブル  
を防止するという観点から、初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点につ  
いて、基本的には、書面交付日とすることが適当であると考えられる<sup>32</sup>。

その上で、サービスの品質を契約時に把握できないこと等に対処するために初  
期契約解除ルールを導入することとした場合には、その趣旨から初期契約解除ル  
ールの行使可能期間中のサービスの提供が必要とされることから、その実効性を  
確保するため、例えば、初期契約解除ルールの行使可能期間内において、電気通  
信事業者が、サービスの提供を控えることのないよう、制度的手当を行うことも  
含め検討することが適当であると考えられる。

### 3. 2. 4. 初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用に係る費用負担

#### 3. 2. 4. 1. 背景

他の法令においては、事業者による損害賠償請求等やサービスの対価請求を認  
めないこととするものが多いが、一部では、事業者からの対価請求のみ限定的に  
認めているものもある<sup>33</sup>。

#### 3. 2. 4. 2. 考え方

<sup>32</sup> この点、例えば、携帯電話等ではサービス提供開始の予約が行われている場合があり、利用者が初  
期契約解除ルールの行使可能期間もサービス提供を受けられるようにするために、①起算点を書面  
交付日としつつ、その交付をサービスの提供開始予定日に併せて行うこととするか、又は②交付書面  
に記載されたサービス提供開始予定日を起算点とする等が考えられるところ、状況に応じた適切な起  
算点については更なる詳細な検討が適当である。

<sup>33</sup> 保険契約の解除までの期間に相当する保険料（保険業法第309条第5項）等。

電気通信サービスは、①利用者利便の観点からは速やかにサービス提供が開始されることが望ましいのにもかかわらず、電気通信事業者がサービスの対価を得られない懸念から、結果的に初期契約解除ルールの行使可能期間中におけるサービス提供を自粛するということは望ましくないこと、②初期契約解除ルールを前提としたサービスの大量利用の懸念（例：海外への通話等）もあること等を踏まえれば、事業者と利用者との間の公平の観点から、不意打ち性等を理由とする初期契約解除ルールの場合であっても、サービス利用の対価請求を認めることが適当であると考えられる<sup>34</sup>。

ただし、その際、サービス利用の対価請求が初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービスの利用を事実上禁止するようなものとなるおそれもあることから、事業者による対価請求を認める場合には、その許容される対価請求の範囲・条件等に関し、制度的手当により、基準を明確化して定めることが適当であると考えられる。

これらの点について、特別の制度的手当を行うのではなく、不当利得等の民法上の一般的な法理により解決することも考えられるが、対価請求に関する規定がない場合について事業者側からの対価請求を否定する見解も多いこと、事業者及び利用者の両者にとって適正な対価に関する予見可能性が損なわれること、不当利得に関する証明が困難であること等を踏まえれば、制度的手当により、基準を明確化して定めることが適当であると考えられる。

### 3. 2. 5. 初期契約解除ルールに伴う端末等の物品の取扱い

#### 3. 2. 5. 1. 背景

電気通信サービスの提供に係る契約については、当該契約と同時に、電気通信サービスの提供に必要な端末や付属品等の物品の販売が行われている<sup>35</sup>。

また、例えば、携帯電話サービスにおいては、電気通信サービスの提供に当たり必要となる端末について、

- ① 固有の電気通信サービスの契約においてのみ用いることができる端末（SIMロック端末等）
- ② 固有の電気通信サービスの契約以外にも用いることができる端末（SIMフリー端末等）

といった制限が異なる端末の販売が行われている状況にある。

#### 3. 2. 5. 2. 考え方

<sup>34</sup> 販売形態によらずに初期契約解除ルールを導入することとした場合には、事業者が期間中にサービスを提供するといった制度的手当も想定され、一定の対価請求を認めることの要因の一つとなると考えられる。

<sup>35</sup> 電気通信サービスの提供に係る契約は利用者と電気通信事業者の間、端末や付属品等の販売に係る契約は利用者と代理店との間で締結されており、契約の相手方が異なる場合が多い。

電気通信サービスの提供に係る契約は、端末や付属品等の物品の販売契約とは別の契約として結ばれており、電気通信サービスと端末や付属品等の物品の販売は性質も異なるものであることから、基本的には電気通信サービスの提供に係る契約に初期契約解除ルールを適用する場合でも、端末や付属品等の販売契約については、これと異なる取扱いとすることが適当であると考えられる。

なお、中間取りまとめにおいては、携帯電話サービスに関して、固有の電気通信サービスの契約においてのみ用いることができる端末（例：SIMロック端末<sup>36</sup>等）については、初期契約解除ルールの対象となる電気通信サービスの提供に密接不可分に関連していると考えられることを踏まえ、当該サービスの初期契約解除ルールに準じた取扱いを検討することが適当であるとの考え方が示された。

しかしながら、この点については、中間取りまとめ後に開催されたワーキンググループでは、サービスの契約解除に伴い、返品可能とされた端末は再販売等が困難<sup>37</sup>であり、廃棄等せざるを得ない場合やその際の端末に係る費用の負担の問題が生じることにより、代理店等への経営に大きく影響し、消費者にも影響があるのではないかとの議論があった。

また、SIMロック端末・SIMフリー端末が混在している状況の中では、制度上区別して取り扱うことは、事業者のみならず利用者にとっても分かりにくく、苦情・相談等の減少に必ずしもつながらないのではないかとの議論があった。

他方で、中間取りまとめ後に開催されたワーキンググループでは、事業者団体から携帯電話サービスに係る試用サービスの実施を検討している旨の表明があった。当該試用サービスの提供は、サービスの品質を確認することを可能とするものではあるが、これと同時に端末の利用しやすさ等の確認も一定程度可能となると考えられる<sup>38</sup>。

したがって、端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、第2章2.2において示されたSIMロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする<sup>39</sup>。

<sup>36</sup> SIM (Subscriber Identity Module) ロックの概要については、参考資料27参照。

<sup>37</sup> SIMロック端末の新規購入に際し、使用済み端末について他社で使用されていたものも含めて高額な下取りが行われていることについて、本研究会のヒアリングにおいて、一部の携帯電話事業者から、下取り後は中古市場での販売や部品としてのリサイクルを行っており、ビジネス上の観点から実施している旨の説明があった。一方で、他の携帯電話事業者からは、高額な下取りは他社に対抗する競争上の観点から実施しているとの説明があった。

<sup>38</sup> また、携帯端末の使い勝手等については、携帯ショップ等において、実機を触れる機会を設ける等の取組が行われており、一定程度対応することが可能であると考えられる。

<sup>39</sup> SIMロック端末については、第2章2.2. (SIMロック解除等 考え方)において、「事業者は、端末に最初からSIMロックをかけないか、仮にSIMロックをかけるとしても、少なくとも一定期

なお、今後、店舗販売の場合には、電気通信サービスの提供に係る契約の初期契約解除後に、利用者の手元に端末が残ることとなる。当該端末について、SIMロックがかけられている場合、他の電気通信事業者では利用できないため、事業者においては利用者の求めに応じてSIMロック解除に応じることが必要と考えられる。

このほか、端末等の物品に係る制度化を行わないこと等に起因する苦情・相談が発生した場合<sup>40</sup>には、事業者、代理店が苦情・相談等の減少に自主的に取り組むことを期待し<sup>41</sup>、その効果等を本研究会等の場において注視し、仮に、こうした取組では十分でないということになった場合には、中間取りまとめにおいて示されたような制度的措置の検討を改めて行うことが適当である。

試用サービスについては、使ってみなければサービスの品質が分からないといった問題の改善に一定程度資するものではあるが<sup>42</sup>、他方で、全てのサービスに試用サービスを用意することが保証されているものではなく、また、サービスの契約内容が複雑で契約締結時に十分に理解できなかったといった場合や、契約時点での契約締結の意思が不安定となる場合等に対応する必要性を踏まえれば、電気通信サービスに関する初期契約解除ルールを導入することが適当である。

### 3.2.6. 初期契約解除ルールにおけるオプションサービス契約の取扱い

#### 3.2.6.1. 背景

電気通信サービスの提供に係る契約と併せて販売されるオプションサービスとして

- ① 電気通信サービスの付加的な機能の提供に係るサービス（留守番電話サービス等）
- ② 電気通信サービスを利用して提供されるサービス（動画配信サービス等）

---

間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。このような考え方に基づくSIMロック解除のルール化に向けた「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正に当たっては、2010年（平成22年）の同ガイドライン策定後の取組状況に鑑みれば、総務省において改正ガイドラインの実効を確保することを前提とした検討がなされるべき」と示している。

<sup>40</sup> 初期契約解除ルールが導入された場合に、電気通信事業者、代理店等においては、利用者に対し、初期契約解除ルールの対象を適切に分かりやすく説明し、店舗販売における端末等の物品が初期契約解除ルールの対象に含まれない旨の説明を行うことが適当である。特に、SIMロック端末の販売に当たっては、利用者の理解が得られているかについて、十分な注意が必要である。

<sup>41</sup> 構成員からは、端末等の物品に係る制度化を行わない状況においては、電気通信サービスの初期契約解除がなされた場合における端末等の物品の売買契約の解消について、サービスと端末等がセット販売されていることを踏まえた、合理的な解約・精算ルールを自主的に策定することが必要ではないかとの指摘や、初期契約解除がされた場合におけるSIMロック端末については、可能な限り速やかにSIMロック解除に応じるべきではないかとの指摘があった。

<sup>42</sup> 構成員からは、端末の種類等によってサービスの品質が異なり得ることから、試用サービスによる品質確認には一定の限界があるとの指摘があった。

- ③ 電気通信サービスに関するサポートサービス（ウィルス対策、リモートサポートサービス等）
  - ④ 電気通信サービスの提供とは必ずしも関係のないサービス（電気通信事業者のサイト等を通じた物販等）
- 等が提供されている<sup>43</sup>。

### 3. 2. 6. 2. 考え方

オプションサービスの取扱いについて、例えば、オプションサービスが電気通信サービスである場合、オプションサービスの契約の提供主体と電気通信サービスの提供に係る契約の提供主体が同一といった場合、電気通信サービスの提供に係る契約が必須であるといった場合等の一定の基準に該当する場合には、オプションサービス自体を初期契約解除ルールの対象として取り扱うことが適当であると考えられる。

他方で、オプションサービスが電気通信サービスでない場合、オプションサービスの契約の提供主体と電気通信サービスの提供に係る契約の提供主体が別の場合、電気通信サービスの提供に係る契約がなくとも利用が可能となる場合等の一定の基準に該当する場合には、オプションサービス自体を初期契約解除ルールの対象として取り扱うことが適當かについて、更なる詳細な検討が必要であると考えられる。

なお、オプションサービスについて、一定の基準を設けた上で、電気通信サービスの提供に係る初期契約解除ルールの対象とはならない場合であっても、例えば、初期契約解除ルールの対象ではない旨を契約時に説明するとともに、契約内容を記載した書面に特記事項として記載する等の取組を行うことが適當であると考えられる<sup>44</sup>。

### 3. 2. 7. 初期契約解除ルールの制限

#### 3. 2. 7. 1. 背景

事業者からは、初期契約解除ルールを何度も利用しようとする利用者がいた場合、初期契約解除ルールに係るコストが初期契約解除ルールを利用しない他の利用者の負担となる可能性があるため、悪意のある消費者を助長させない仕組み等の初期契約解除ルールの利用に関する制限を設けることが必要との指摘があった。

---

<sup>43</sup> ①は電気通信事業者との間で、②～④のオプションサービスは、電気通信事業者又は他のコンテンツプロバイダー等との間で契約が締結されており、契約の相手方が異なる場合がある。また、オプションサービス自体、電気通信事業法上の電気通信サービスに該当する場合やそうでない場合がある。

<sup>44</sup> 構成員からは、本体の電気通信サービスが安くなることを理由に勧誘したオプションサービスについては、現実の利用があった時点以降についてのみ課金を開始できることとする取組を進めるべきとの指摘があった。

### 3.2.7.2. 考え方

まずは、初期契約解除ルールの制限について、特化したルールで対応するのではなく、初期契約解除ルールに係る適正な費用負担も含めた初期契約解除ルールの適切な制度設計により対応することとし、その上で、権利の濫用の防止に係る措置については、新たなルールの運用状況を踏まえながら、必要に応じ、検討することが適當である。

なお、初期契約解除ルールの適切な制度設計がなされた場合、基本的には、初期契約解除ルールの利用は正当なものと考えられ、異なる電気通信事業者間において、初期契約解除ルールの複数回利用等に係る顧客情報の共有を行うこと等については、慎重な検討が必要であると考えられる。

また、中間取りまとめで示されたSIMロック端末をサービスの初期契約解除ルールに準じた取扱いとすることが適當であるとした考え方を、中間取りまとめ後の議論を踏まえ、本報告書において変更することとしたことにより、権利の濫用の可能性は、相対的に減少するものと考えられる。

### 3.2.8. 法人等との取引

#### 3.2.8.1. 背景

電気通信事業法第26条に基づく提供条件の説明は、提供条件の説明義務が電気通信事業者等と利用者との間のトラブルの防止を目的とするものであることから、その対象となる電気通信サービスは、主に利用者を対象としたものであり、かつ、日常生活で多用されるものという二つの観点から規定されている。したがって、主として法人等が利用者として見込まれるサービスについては、提供条件の説明義務の対象外とされている。

#### 3.2.8.2. 考え方

法人等<sup>45</sup>は、技術的知識や習熟性が高いと考えられること、契約に当たっては一般個人に比してより慎重な対応が求められること等を踏まえ、初期契約解除ルールにおいて異なる取扱いとし、初期契約解除ルールについては、基本的には、消費者を対象とすることが適當である。

<sup>45</sup> 他の業法における法人の概念（消費者契約法における「事業者」及び「個人」（第2条第1項及び第2項）、特定商取引法における「営業性」（第26条第1項第1号）等の概念）と電気通信事業法における「利用者」の概念（消費者を含むもの。）との関連性に留意しつつ、広く国民が利用するといった電気通信サービスの特性を踏まえ、検討することが適當である。

### 3.3. 解約ルール

#### 3.3.1. 期間拘束・自動更新付契約

##### 3.3.1.1. 背景

電気通信サービスの利用者料金については、原則として事前規制が廃止されており、電気通信事業者が競争環境にある市場において自由に設定することが可能である。

また、電気通信サービスの提供に係る契約については、一般の契約と同様に契約当事者の合意によりいつでも解約可能であるが、一定期間（例：2年間）の継続利用を条件に基本料等の料金が割引される期間拘束のあるプランが広く普及しており（期間拘束のあるプランのみが提供されている例も存在する）、このプランにおいては契約期間内の中途解約については一律の契約解除料が発生する<sup>46</sup>。さらに、契約期間が経過した場合、事業者が定める一定の更新期間に解約を申し出ない限り、自動更新される仕組みになっている<sup>47・48・49・50</sup>。当該更新期間に先立つての更新拒絶の意思表示は認められていない場合がほとんどであり、更新期間に解約した場合の精算方法としては、日割り計算ではなく、1ヶ月分の支払いが求められる場合がある。加えて、自動更新に係る通知（メール通知等）は、申込制となっていることが多く、通知が行われない例も見られる<sup>51</sup>。

構成員からは、利用者が契約期間に拘束がないプランを選択している場合には、費用負担なく契約を解約することができるが、他方で、利用者が料金割引のために契約期間に拘束があるプランを選択している場合には、一律に契約解除料が発生するため、契約を解約することが実質的に制限されてしまい、利用者の視点<sup>52</sup>

<sup>46</sup> 構成員からは、サービスを解約する場合だけでなく、期間拘束のないプランに変更する場合にも違約金が発生する場合があるとの指摘があった。

<sup>47</sup> 2014年（平成26年）6月時点の携帯電話事業者3社による期間拘束・自動更新付契約については、参考資料15参照。

<sup>48</sup> 構成員からは、長期間利用者を拘束する契約や自動更新があったその後の契約においても同様の契約解除料が課されることには、妥当性がないのではないかといった強い指摘がされている。契約解除料については、現在、携帯電話事業者3社に対し、消費者契約法に基づく訴訟が行われている。参考資料16参照。

<sup>49</sup> 構成員からは、違約金なく解約が可能な期間が契約満了月の翌月になっている場合が見受けられるところ、このような場合には、契約の満了月に契約を終了させることができず、契約期間についてのルールと更新についてのルールに不整合があるのではないかとの指摘があった。

<sup>50</sup> 構成員からは、そもそも、更新月においてのみ更新拒絶の意思表示が可能という約款の条項の有効性に疑問があるとの指摘があった。

<sup>51</sup> 構成員からは、当初の契約から期間を経るほど、自動更新時における契約の意思は希薄なものになると考えられるため、プッシュ型の通知はデフォルトで行うべきとの指摘があった。

<sup>52</sup> 構成員からは、競争上の観点からも、期間拘束・自動更新付契約がSIMロックと並んで利用者を囲い込む効果を生んでおり、競争環境に影響を与えるとの指摘があった。（第2章2.1.（SIMロック解除等背景）参照。）

から問題ではないかとの強い指摘があった<sup>53・54・55</sup>。

### 3. 3. 1. 2. 考え方

まずは、契約期間拘束終了後の自動更新そのものや自動更新時期に対する利用者の認識が不足していることを踏まえ、事業者において、期間拘束あり・なしプランの選択について、電気通信事業者及び代理店が利用者の経済的合理性ある判断に資するような情報提供を行い、利用者が契約内容を十分に理解できるような環境を整備することによる対応が必要不可欠である。

具体的には、少なくとも、契約締結時における期間拘束あり・なしプランの選択に関する利用者の認識が十分でないことや更新月の周知について、一部の携帯電話事業者によるプッシュ型通知がデフォルトで送付されていないこと<sup>56</sup>等を踏まえ、期間拘束・自動更新付契約に関する提供条件の説明方法や更新月のプッシュ型通知の方法等について、改善されることが必要である。

この点について、(一社) 電気通信事業者協会からは、ワーキンググループでのヒアリングにおいて、電気通信事業者が、契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の延長と、更新月が近づいた時点で利用者へのデフォルトでのプッシュ型の通知を行う方向で検討している旨が表明された。

加えて、(一社) 電気通信事業者協会からは、業界として窓口を設け、苦情・相談を受け付けて改善に向けての分析を行う体制整備について検討している旨が表明された。

以上の状況を踏まえ、新たに整備されるルールや体制を通じて得られる苦情・相談の分析結果や、苦情・相談件数の動向等により、事業者団体から表明された

<sup>53</sup> 他方で、構成員からは、期間拘束契約が端末価格の割引の条件となっていることが多い海外事例と異なり、我が国における期間拘束のあるプランは基本料金の割引の条件となっていることから、自動更新がなされない場合には自動的に基本料金が上がることとなり、期間拘束を受けつつ割り引かれた基本料金での利用継続を希望する利用者にとっては、かえって不利益が生じかねないのではないかとの指摘もあった。

<sup>54</sup> 構成員からは、技術革新及びサービス競争が激しい中で、長期間の拘束により、利用者において自由に解約ができないことは問題ではないかとの指摘があった。

<sup>55</sup> 欧州においては、欧州委員会から提出された立法パッケージ案 (Connected Continent legislative package) に、①契約当初において 24 ヶ月を超える期間の契約を禁止し、12 ヶ月の契約を選択肢として提供することを義務付けること、②暗黙の契約更新を拒絶する選択肢を示した上で 1 ヶ月以上前の警告をすること及び契約の更新後は 1 ヶ月前の通知により費用なく解約を認めること、③6 ヶ月以上経過した場合に 1 ヶ月前の通知により違約金（端末代金等を除く。）を支払うことなく解約できる権利を付与すること等が含まれていた。

<sup>56</sup> 構成員からは、「CS適正化イニシアティブ」において導入が提言されたプッシュ型通知について、少なくとも、携帯電話事業者 3 社による通知の現状が、利用者による無料申込み制になっており、デフォルトで利用者に対し通知されていないことについて、提言の趣旨を踏まえて改良すべきであるとの強い指摘があった。

自主的な取組の効果や、初期契約解除ルールの導入の効果<sup>57</sup>等も見ながら、以下の点に関する改善状況を本研究会等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応についての検討を行うことが適当である<sup>58</sup>。

- 期間拘束・自動更新付契約に関する利用者の契約意思を確実に確認できるようにするための方法（提供条件の説明方法、更新月のプッシュ型通知の方法、契約解除料についての通知文における明確な説明等）
- 以下の点を踏まえた更なる取組
  - ・契約拘束期間における環境や事情の変更に係る利用者の予見可能性や認知能力に一定の限界があること<sup>59</sup>。
  - ・期間拘束付契約に自動更新がセットとなっていること。
  - ・契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の妥当性。
  - ・長期間利用した場合であっても更新月以外には一律の契約解除料が発生すること。
- 更新拒絶可能期間に先立っての更新拒絶の意思表示の受付<sup>60</sup>
- 利用者の苦情・相談を効果的に解決するための具体的な仕組み

### 3. 3. 2. オプションサービス契約

#### 3. 3. 2. 1. 背景

オプションサービス等の契約の無料期間は、利用者に対し様々なサービスに触れる機会の提供に資するが、他方で、全く利用がないオプションサービス等の契約についても、無料期間終了後にも自動継続され、課金がされる場合がある。

一部の事業者<sup>61</sup>からは、無料期間が終わったら、自動的に一度サービス提供を終了し、続けて使いたいという利用者の意思を確認した後に、サービス提供の継続を可能とするシステムを検討中との意見が示された。

<sup>57</sup> 初期契約解除ルールが導入されれば、契約当初時点においては、契約解除料等を支払うことなく期間拘束契約から離脱することが可能となる。

<sup>58</sup> 構成員からは、欧州においても、事業者の自由な競争環境を前提とした上で、消費者保護とのバランスも踏まえつつ、必要に応じてルールが制度化されていく流れにあるとの指摘があった。

<sup>59</sup> 構成員からは、契約拘束期間における環境や事情の変更に係る電気通信事業者の対応について、例えば、電気通信事業者、業界団体等において、契約解除料の免除に応じる利用者側のやむを得ない事由について一定の基準を示す等の対応を行うことが必要であるとの指摘があった。

<sup>60</sup> (一社) テレコムサービス協会からは、ワーキンググループでのヒアリングにおいて、更新月末日の解約の意思表示を事前に受付ける方向で業界慣行を揃えるよう働きかけていく旨の表明があった。また、構成員からは、これにより、利用者が事前に更新拒絶の意思表示ができるようになれば、実質的に更新拒絶可能期間の制限の緩和につながるものであり、その進捗には注目すべきであるとの指摘があった。

<sup>61</sup> ワーキンググループでのヒアリングにおけるKDDI株式会社の補足説明。

### 3. 3. 2. 2. 考え方

オプションサービス等の契約の無料期間終了後には、例えば自動で契約が継続するのではなく、一度契約が終了し、継続利用を希望する場合には契約の申込みを行うことを必要とする等の利用者の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当であると考えられる。

## 4. 販売勧誘活動の在り方

### 4. 1. 再勧誘禁止

#### 4. 1. 1. 導入の必要性

##### 4. 1. 1. 1. 背景

「営業活動に関する自主基準」においては、電気通信事業者及び代理店に対する電話勧誘販売に関する再勧誘禁止及び訪問販売に関する再勧誘禁止の努力義務が規定されており、対応が行われているが、現実には、代理店等による執ような勧誘が行われたとの苦情・相談が寄せられている。

構成員からは、家に1人でいる高齢者等に何度も代理店から勧誘が行われているのではないかとの指摘があった。また、電気通信事業者の設置する自主的な勧誘停止窓口<sup>62</sup>については、その取組を評価する一方で、利用者による認知度が低いことからあまり活用されていないのではないかとの指摘があった。

##### 4. 1. 1. 2. 考え方

事業者による自主的な取組によっても、執のような勧誘が行われたとの苦情・相談が未だに寄せられている現状に鑑みると、勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再勧誘を禁止することを制度化することが適当である。

### 4. 1. 2. 再勧誘が禁止される事業者の範囲

##### 4. 1. 2. 1. 背景

電気通信サービスの提供に関する契約の締結事務については、電気通信事業者が自ら行うのではなく、代理店を通して行われることが多くなっており、利用者の立場からすれば、相手方が電気通信事業者である場合と代理店である場合とで説明を受けられるあるいは受けられないという差が生じることは適当ではないため、電気通信事業法第26条に基づく提供条件の説明義務は、電気通信事業者のか、代理店も対象としている。

販売勧誘についても実際に勧誘を行っているのは代理店であることが多く、「営業活動に関する自主基準」においても、再勧誘が禁止される対象事業者として、電気通信事業者のか、代理店を含めている。

##### 4. 1. 2. 2. 考え方

再勧誘禁止の検討に当たっては、①執のような勧誘行為により不本意な契約が締結させられてしまう可能性があることは勧誘主体が電気通信事業者である場合と代理店である場合とで異なること、②販売勧誘の実態としても代理店が行う

<sup>62</sup> 電気通信事業者による勧誘停止窓口の概要については、参考資料17参照。

ことが多いこと等を踏まえると、再勧誘が禁止される対象事業者の範囲には電気通信事業者のほか、代理店も含めるのが適当である（より詳細な範囲について、4. 1. 4. 参照。）。

#### 4. 1. 3. 再勧誘が禁止されるサービス及び取引類型

##### 4. 1. 3. 1. 背景

電気通信事業法第26条に基づく提供条件の説明義務は、利用者が安心して継続的に電気通信サービスを利用することを可能とすることにより、日常生活に支障が生じないよう、国民の日常生活に係る電気通信サービスについて行うこととされている。

電気通信事業者及び代理店による執ような勧誘が行われたとの苦情・相談は、主に利用者が受動的な立場に置かれる販売勧誘形態（訪問販売・電話勧誘販売）に関するものであり、利用者が能動的な立場に置かれる販売勧誘形態（店舗販売・通信販売）については、執のような勧誘により、不本意な契約が締結させられてしまう可能性は比較的少ない。

##### 4. 1. 3. 2. 考え方

国民の日常生活に係る電気通信サービスについて執のような勧誘により不本意な契約が締結させられてしまうと、利用者の不利益及び影響が大きいことから、再勧誘が禁止されるサービスは、現行の提供条件の説明が必要となる国民の日常生活に係る電気通信サービスを基本とすることが適当である。

また、再勧誘禁止の適用対象については、取引類型ごとに検討し、利用者が受動的な立場に置かれ、執のような勧誘により、不本意な契約を締結させられてしまう可能性が高い販売勧誘形態（訪問販売・電話勧誘販売）を念頭<sup>63</sup>に検討することが適当であると考えられる。

#### 4. 1. 4. 再勧誘禁止の効果が及ぶ主体の範囲

##### 4. 1. 4. 1. 背景

「営業活動に関する自主基準」においては、再勧誘禁止規定の対象として、電気通信事業者のほか、代理店も含まれており、事業者による自主的な対応が行われているが、現実には、電気通信事業者及び代理店による執のような勧誘が行われたとの苦情・相談が寄せられている。

再勧誘禁止の効果が勧誘拒否の意思を表示した代理店にしか及ばず、別の代理店からの勧誘が可能であれば、再勧誘禁止の実効性を担保できない可能性がある。

<sup>63</sup> 再勧誘禁止の対象となる販売勧誘形態について、苦情・相談の現状や他の法令の規定も参考にしつつ、販売勧誘形態によらない形も含めて、更なる詳細な検討を行うことが適当である。

#### 4. 1. 4. 2. 考え方

代理店が勧誘し相手方が勧誘拒否の意思を表示した場合、再勧誘禁止の効果について勧誘を行った当該代理店（X）と代理店契約を締結した一次代理店（B）のほか、一次代理店と代理店契約を締結した電気通信事業者（A）や当該電気通信事業者から代理権を授与された他の系列代理店等（C、D）にも及ぼすことが適当であると考えられるところ、勧誘拒否の意思を表示した者に関する情報共有の実施可能性<sup>64</sup>等も含め、今後の更なる詳細な検討が必要である。



その際、代理店の勧誘行為に起因して、当該代理店に代理権等を授与した電気通信事業者に再勧誘禁止の効果が及ぶとした場合には、顧客の管理体制の確立等の適正な勧誘の履行確保の方策について検討することが適当である。

#### 4. 1. 5. 再勧誘禁止の効果が及ぶ範囲

##### 4. 1. 5. 1. 背景

電気通信事業者や代理店においては、様々な電気通信サービスの提供に係る契約について販売勧誘を行っており、「営業活動に関する自主基準」においては、再勧誘を拒否されたときは、「当面の間」勧誘をしてはならない旨規定されており、一定期間経過後は勧誘し得る記載内容となっている。

再勧誘の禁止を規定する他の法律においても、利用者による勧誘拒否の意思表示により、同一事業者の全ての勧誘行為が常に禁止されるわけではなく、再勧誘が禁止される範囲については、個別事案ごとに判断する必要があるものとされている<sup>65</sup>。

<sup>64</sup> 必要に応じ、①代理店（X）及び電気通信事業者（A）での共有、②電気通信事業者（A）及び一次代理店（B）や他の系列代理店等（C、D）との共有を可能とするか等について、更なる詳細な検討が必要である。なお、異なる電気通信事業者間においても、再勧誘禁止の効果を及ぼすことも考えられるが、勧誘対象者情報の共有等の観点からは困難であると考えられる。

<sup>65</sup> 経済産業省「特定商取引に関する法律第3条の2等の運用指針—再勧誘禁止規定に関する指針—」参照。

#### 4. 1. 5. 2. 考え方

利用者から特定の契約について勧誘を拒否する意思が表示された場合、再勧誘が禁止される契約の範囲や禁止される期間については、電気通信事業者及び代理店の営業の自由等を踏まえ、勧誘拒否の意思表示外のサービス提供契約や拒否の意思表示から合理的な期間が経過する等の一定の場合については、電気通信事業者及び代理店からの勧誘を認めることが適当であると考えられる。ただし、包括的な勧誘拒否の意思表示がなされた場合はこの限りでない。

## 4.2. 代理店監督制度

### 4.2.1. 導入の必要性

#### 4.2.1.1. 背景

電気通信事業法に基づく提供条件の説明義務は、電気通信事業者のかたほか、代理店も対象としている。

また、「営業活動に関する自主基準」においては、事業者による代理店の監督義務が規定されており、自主的な取組が行われているところであるが、現実には、代理店による説明不足等に関する苦情・相談が寄せられている。

構成員や消費者団体等からは、電気通信事業者及び代理店の構造が複数、多階層のものとなっており、電気通信事業者が把握していない代理店が存在しているとの指摘があった。

また、電気通信サービスの内容や提供条件は、専門的・技術的内容を含むものであり、数次にわたり代理店が存在する場合、電気通信事業者から、代理店に対し、適切な監督がなされなければ、提供条件の説明義務や今回新たに導入されることになる利用者保護規定の実効性が担保されないおそれがある。

#### 4.2.1.2. 考え方

利用者利益の保護や電気通信分野における消費者保護規定の実効性を担保するためには、代理店に対する監督制度を設けることが適当である。

### 4.2.2. 代理店に対する監督制度の主体及び範囲

#### 4.2.2.1. 背景

構成員や消費者団体等からは、電気通信サービスの販売勧誘は、電気通信事業者や当該事業者と代理店契約を締結した一次代理店以外に二次以降の代理店においても行われているが、電気通信事業者が三次以降の代理店について把握していない場合があるとの指摘がある<sup>66</sup>。

#### 4.2.2.2. 考え方

実際に販売勧誘を行うのは、二次以降の代理店である場合が多く、そのような代理店による説明不足や執ような勧誘等の苦情・相談が寄せられており、二次以降の代理店に対する監督体制を整備して、利用者保護規定の実効性を担保する必要があると考えられる。そのためには、電気通信事業者等は、数次にわたる代理店を把握した上で、適切な販売勧誘が行われるよう、監督体制を整備することが

<sup>66</sup> 構成員からは、代理店各社から発足の表明のあった業界団体も含め、業界団体、電気通信事業者、代理店が連携、協力し、代理店を把握するとともに、悪質な代理店の監督・排除に取り組むことが必要であるとの指摘があった。

適当である。

具体的には、

- ① 電気通信事業者の監督責任の範囲に、当該事業者と代理店契約を締結した一次代理店が適切な委託管理体制を構築しているか等について把握・指導等することも含めること、
- ② その上で、苦情・相談の実情等を踏まえ、必要な場合には、代理店に対しても当該代理店と委託契約等を締結したそれ以降の代理店に対する監督責任を課すこと

等を制度化することが適当であると考えられる。

なお、代理店の監督については、電気通信事業者に委ねるのみならず、総務省としても、必要な取組を行っていくことが適当である。

## 5. 苦情・相談処理体制の在り方

### 5.1. 第三者機関の必要性と今後の方向性

電気通信サービス又はサービスに関連する電気通信事業者の業務方法に関して、各電気通信事業者は電気通信事業法第27条の苦情等の処理義務に基づき、利用者からの苦情・相談に対し自ら対処しているが、国民生活センター、消費生活センター等に寄せられる苦情・相談件数は増加している。

また、電気通信サービスに係る紛争対象は一般的には少額であることが多いため、手続費用や解決までの時間を考慮すると、訴訟による解決には適さないことが多く<sup>67</sup>、今後、電気通信分野における消費者保護ルールの見直し・充実が行われた場合には、新たなルールにのっとった紛争解決のための専門的な体制の整備が求められる。裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）に関する内外の事例を見ると、利用者保護のための第三者機関を設置してこれを推進する方法が広く見られる。しかしながら、現時点では、我が国の電気通信分野においては、利用者保護のために、第三者機関により苦情・相談処理等を行う仕組みは、必ずしも十分ではない。他方で、海外のいくつかの国においては、消費者保護のため、電気通信分野における苦情・相談処理、紛争解決を行う第三者機関を設置している例も見受けられる<sup>68・69</sup>。

我が国の電気通信分野においては、①電気通信サービスは国民の日常生活に不可欠な存在であること、②苦情・相談は引き続き増加傾向にあること、③電気通信分野における消費者保護について新たなルールが設けられた場合には当該ルールにのっとった紛争解決機関の必要性が高まると想定されること、④紛争解決に当たっては手続費用や解決期間にも配慮する必要があること、⑤海外では電気通信分野において第三者機関を設置している例が複数見受けられること等を踏まえると、第三者機関における苦情・相談処理、紛争解決等に取り組む方向で検討することが適当であると考えられ<sup>70</sup>、中間取りまとめにおいて一定の整理を行った。

中間取りまとめを踏まえ、ワーキンググループでは、我が国の電気通信サービスに関する第三者機関での苦情・相談処理、紛争解決等への取組について、更に検討を進めることとし、関係団体、電気通信事業者、代理店等に対し、ヒアリングも行った。

この検討の中で、我が国の金融分野では、分野別の民間の業界団体がADR機能を

<sup>67</sup> 構成員からは、法全体の執行性を高めるため、新たに消費者保護ルールとして導入される規定について、適格消費者団体の差止対象とし、訴訟を活用していくことの有効性を指摘する意見もあった。

<sup>68</sup> 海外における第三者機関の例については、参考資料18から20まで参照。

<sup>69</sup> 構成員からは、英国においては、成熟化した市場においてサービスの質を争う適正な環境を実現していくとの当局の政策的な方向性の下で、各社の経営層においては、ADR機能への投資を、顧客満足に向けた投資として自社サービスの優位性を示すものと捉えていると考えられるとの指摘があった。

<sup>70</sup> 構成員からは、第三者機関の検討に当たっては、（一社）日本ケーブルテレビ連盟の設置する「お客様相談窓口」のように、ケーブルテレビ事業者への苦情・相談を受け付け、業界団体が事実関係の調査から改善指導等を行っていることも参考としつつ、他の業界団体においても、窓口を設置し、業界団体として苦情・相談に対応することが必要であるとの指摘があった。

持つようになり、一定の評価を果たしていることについての議論があった。また、ヒアリングにおいては、(一社)電気通信事業者協会からは、個社対応にとどまらず、業界として苦情・相談を窓口で受け付けて分析する体制を整備し、苦情・相談件数の減少に向けた取組を進めていく方向で検討している旨の表明があった。また、代理店各社からも、業界団体を発足させ、苦情・相談の内容を分析して適切な対応につなげる等、利用者の視点で販売・勧誘の在り方を検討し、苦情・相談件数の縮減につなげる活動を実施する旨の表明があった。

さらに、構成員からは、苦情・相談の縮減に向けた取組については、電気通信事業者と代理店業界が連携して進めることが重要との指摘があった。

後述のように、民間型第三者機関による苦情・相談処理や紛争解決には、機動性や柔軟性、迅速性といった点で優れた点があると考えられる。したがって、ヒアリングにおいて(一社)電気通信事業者協会や代理店各社から意見の表明があった、苦情・相談の縮減に向けた取組や団体の設立等については、関係団体、電気通信事業者、代理店等が連携、協力し、早急に実現していくことが期待される<sup>71</sup>。また、総務省としてもこうした取組を積極的に支援、推進し、本研究会等の場でフォローアップ<sup>72</sup>を行っていくことが適当である<sup>73</sup>。

他方で、ヒアリングにおいては、行政型の第三者機関に対する期待も示された。行政型の仕組みは、後述のように、中立性、公平性等では優れた点もあると考えられる。ただし、行政機構の新設・改廃に当たっては、「小さな政府」への要請や、組織、要員上の問題等も検討する必要がある。

したがって、今後の方向性としては、まず、機動性や柔軟性に優れていると考えられる民間型第三者機関による苦情・相談の処理を早急に実現し、その状況を見ながら、紛争解決の仕組みの在り方等について、中長期的に引き続き検討することが適当である。

なお、民間型第三者機関の実現に向けた取組や、行政型第三者機関の検討に当たっては、5. 2. に掲げる留意点を参考として、段階的に進めることができると考えられる。また、行政型第三者機関を設ける場合には制度整備が不可欠と考えられるが、民間型第三者機関の場合でも、手続の実効性確保等のため、一定の制度整備を行う場合もあり得ると考えられる。ただし、民間型第三者機関については、自主的な枠組みによることにより、柔軟で実践的な苦情・相談の処理に資するものになるとの意見もあり、制度整備の必要性については、具体的な取組の状況等を踏まえ、引き続き、

<sup>71</sup> 構成員からは、既存の業界団体も含め、業界としての取組を推進するためにも、業界団体に加入する事業者を積極的に増やしていくよう取り組むことが適当であるとの指摘があった。

<sup>72</sup> 窓口等の設置状況のみならず、受け付けた苦情・相談の内容や分析、その結果の取組への反映状況等も含め、苦情・相談の縮減に向けた取組についてフォローアップを行うことが適当である。

<sup>73</sup> 構成員からは、英国におけるADR制度は、事業者が個社対応を尽くした後のLast Resortとして設計されているとの指摘があった。

検討していくことが適當である。

また、民間型第三者機関の実現に向けた取組や、紛争解決の仕組みの在り方についての検討の状況等については、本研究会等の場に隨時、フィードバックを行い、研究会構成員等の知見を反映させ、フォローアップしていくことが適當である。

## 5. 2. 取組・検討に当たっての留意点

### 5. 2. 1. 第三者機関の運営者

第三者機関による紛争解決手続を運営者により大別すると、①裁判所の手続として行われる司法型、②独立の行政委員会や行政機関等が行う行政型、③民間組織、弁護士会、業界団体等が行う民間型の3類型が想定される。また、民間型においては、手続実施主体が業界の関係者のみでは手続の中立性・公平性を保ち難いことから、外部有識者を含める場合もあり、実際に、我が国の各分野において、専門知識を有する学識者・弁護士・技術者等を手続実施主体に含める例も多く見受けられる。

電気通信分野に関しては、サービスを構成する技術が高度かつ複雑であって、事業の枠組みや消費者との契約の在り方に特徴的な面があることを踏まえれば、これらについて専門性を有する者が対応する必要がある。この点、民間における高度な専門的知見を活用した迅速な対応や、業界の実情に応じた柔軟な運用が期待できる点で、一般的には、業界団体等による民間型とすることが適當であると考えられ、第三者機関による紛争の解決、予防が業界の信頼性向上に資することを踏まえれば、その利益を受ける業界団体等において第三者機関を運営することに合理性が認められると考えられる。そして、民間型の手続によることとした場合には、手續の中立性・公平性を確保するため、必要に応じて、学識者・弁護士等の外部有識者を手続実施主体に加えること等も考えられる。

また、金融商品取引法等に基づく金融ADR制度のように、民間型の紛争解決機関を手続の実効性確保等の観点から一定の法的枠組の下に位置づけた上で導入することも考えられる。

他方で、電気通信事業の公益性、紛争解決手続の中立性・公平性、個別の紛争解決を通じて当該紛争が生じた市場に係る一般的な指針を提示する機能等を重視する観点からは、行政型の手続とすることにも合理性を見出すことができると考えられる。

### 5. 2. 2. 第三者機関において取り扱う紛争の範囲

電気通信サービスにおいては、携帯電話サービス、モバイルデータ通信、光ファイバー、CATV等の多様なサービスが存在し、サービス提供形態ごとに様々な苦情・相談が寄せられるとともに、隣接領域であるアプリ等のコンテンツサービスや携帯電話端末に関する苦情・相談も寄せられているところであり、電気通信事業者においては、それぞれのサービス提供形態における知見を有する者が苦情・相談対

応に当たっているところである。

以上のとおり、サービス提供形態ごとに専門的知見が活用されている一方で、利用者は一度の機会において、各形態をまたいだ複数の契約をする場合もあることや責任分担の関係から複数の機関をたらい回しにされるおそれがあること等を踏まえると業界統一的な第三者機関を設置することが利用者利益にかなうとの強い指摘もされているところである。

この点についての検討に当たっては、取引実態、紛争解決手続の内容、利用者の利便性、第三者機関の迅速な設立を行うことが可能な紛争範囲等も踏まえ、関係機関、団体等の間での効果的な連携の在り方を検討していくことが現実的ではないかと考えられる。

### 5. 2. 3. 紛争解決手続

第三者機関が担う紛争解決手続としては、①相談・助言、②あっせん・調停、③仲裁等が考えられるところであり、また、国民生活センターのように消費者への注意喚起や他の第三者機関の相談業務の支援等を目的として、消費者からの相談情報を収集し、その内容を分析・提供している例も見受けられるところである。

電気通信サービスに係る紛争対象は一般的には少額であることが多いため、手続費用や解決までの時間を考慮すると、必ずしも簡易・迅速な解決が訴訟によっては図りにくい場合が多いと考えられる。他方で、第三者機関が相談・助言を行うだけでは、紛争解決に至らない場合も想定され、あっせん・調停や仲裁等の手続も視野に入れて検討することが考えられる<sup>74</sup>。

また、第三者機関における紛争解決の実効性を図るために、金融ADRのように、電気通信事業者に第三者機関との契約締結義務を課した上で、当該契約に片面的受諾義務等を導入するといった仕組み等が必要との指摘もあることから、電気通信事業者の裁判を受ける権利等を踏まえた上で、紛争解決に向けた実効的仕組みを導入することについて、検討することも考えられる<sup>75</sup>。

上記の検討に当たっては、業界としての苦情・相談の分析によって、電気通信分野における紛争の性質（例えば、事実関係に基づいて解決を図ることが適当であるもの、互譲による当事者間の主張のすり合わせがなじむもの等）をより詳細に明らかにしていくことが必要であると考えられる。

<sup>74</sup> 構成員からは、第三者機関において、個社対応が一定期間行われ、論点等が整理されてきた案件のみを扱うこととするのか、個社対応の期間によらずに案件を受けることとするのかが論点になるとの指摘があった。また、後者の場合には、第三者機関が取扱う件数は限定的になるのではないかとの指摘があった。

<sup>75</sup> 事業者団体からは、事業者団体非加入の事業者が苦情・相談の原因となっている事例が多数あることを考慮すると、事業者に対して第三者機関への加入義務を課す仕組みは評価できるとの指摘があった。

#### 5. 2. 4. 運営費用

第三者機関による相談・助言等の紛争解決手続には一定の運営費用を要するところであるが、電気通信サービスに係る紛争対象は一般的には少額であることが多いにもかかわらず、多額の申立て手数料を利用者に負担させた場合、第三者機関の手続を利用するることは期待し難いと考えられる。他方で、運営費用を事業者負担とした場合には、苦情・相談件数や事業規模が異なる各電気通信事業者間で公平に費用分担することが望ましいとの指摘もなされている。

運営費用の負担の在り方については、利用者利益や各事業者の事業規模、負担の公平等を踏まえて検討することが考えられ、金融ADRの指定紛争解決機関において、運営費用の分担額の算出に当たり、個社の事業規模や個社に係る苦情・相談の件数を考慮要素としている例や、紛争解決手続の事案ごとに申立てを受けた事業者から手数料を徴収する仕組みとしている例があること等を参考にできると考えられる<sup>76</sup>。

#### 5. 2. 5. 他機関との連携

利用者保護の充実の観点からは、利用者がたらい回しにされることのないよう、第三者機関相互間で情報交換や案件の移送等について、トラブルの解決に向けた連携を図ることが重要であると考えられる。

この点については、国民生活センター、消費生活センター、総務省電気通信消費者相談センター等の既存組織との連携の在り方も含めての検討が考えられ、金融ADRの運用における各機関の連携の枠組み等を参考にできると考えられる<sup>77・78</sup>。

#### 5. 2. 6. 事案の公表等

苦情・相談処理、紛争解決を行う第三者機関を置くことの利点・意義として、事案を公表することによる消費者への啓発や、事業者間での情報共有による業界とし

<sup>76</sup> 金融ADRにおける各指定紛争解決機関の費用負担の仕組み等については、参考資料21参照。

<sup>77</sup> 金融ADRにおいては、金融庁に、消費者行政機関等、消費者団体、指定紛争解決機関（全8機関）、業界団体・自主規制機関、弁護士会、学識経験者、金融当局から構成される「金融トラブル連絡調整協議会」が置かれている（概ね半期ごとの開催）。また、指定紛争解決機関（全8機関）の実務担当者等により構成される「金融ADR連絡協議会」が設置されており、指定紛争解決機関間の実質的な連携強化のために、定期的かつ実効性のある情報交換や意見交換等が行われている（おおむね四半期ごとの開催）。

<sup>78</sup> ワーキンググループでのヒアリングにおいては、電気通信サービスに係る苦情・相談は、技術的な専門性や契約の複雑性等により、消費生活センター等の相談員にとっても扱いが難しい分野であるところ、当該分野についての専門性を持つ第三者機関が存在することにより、相談員による問合せが行いやすくなるのではないかとの期待が示された。また、金融ADRの制度化の利点として、相談員が金融分野に係る専門性の高い苦情・相談を受け付けた際に、金融ADRを速やかに案内できる点が挙げられた。

ての事例の集積が挙げられる。とりわけ、新たなサービスが次々と生み出される電気通信の分野において、業界全体で苦情・相談事例、紛争事例を共有し、個社対応に迅速にフィードバックしていくことによって、新サービスに係る顧客対応の健全化が図られることが重要である<sup>79</sup>と考えられる。

他方で、苦情・相談事例、紛争事例には、和解の具体的な内容等の公表、共有になじまない情報も含まれることから、事例の特徴に応じ、どの範囲の情報をどのように形で公表、共有していくべきかについて、業界としての苦情・相談の分析結果も踏まえつつ、検討していくことが考えられる<sup>80・81・82</sup>。

---

<sup>79</sup> 構成員からは、英国のADR機関等では、個社対応を的確に尽くした事業者の正当性を認める判断も数多く公表され、消費者保護とイノベーションの両立が企図されているとの指摘があった。

<sup>80</sup> 国民生活センター紛争解決委員会においては、同委員会で扱う重要消費者紛争の背後には多数の同種紛争が存在しており（またはそのおそれがあり）、当該紛争の解決を図りその結果の概要を公表することは、それを契機とした他の同種紛争の救済が図られるという面で公益性を有することから、同委員会が必要と認める場合には、紛争解決手続の結果概要を公表できる仕組みが設けられている。

<sup>81</sup> 東京都消費者被害救済委員会においては、知事が紛争の解決を委員会に付託したときはその概要を明らかにし、当該紛争が解決したとき又は解決の見込みがないと認めるときは審議の経過及び結果を明らかにすることで、同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図ることとされている。

<sup>82</sup> 金融ADRにおける各指定紛争解決機関は、苦情・相談、あっせん等事例の概要を定期的に公表している。

## 6. その他

### ○ 放送サービスの取扱いについて

電気通信サービスと契約の締結が一体となって行われているCATVの「トリプルプレイ」に代表されるように、放送サービスは、事業者間の競争環境に違いはありつつも、サービス特性（販売形態等）が電気通信サービスと類似する点が多いことに加え、制度面も電気通信サービスと共通する点が多い。ワーキンググループにおける議論は、放送分野の消費者保護ルールの在り方の検討にもおおむね当てはまるものと考えられることから、本報告書に示された考え方を参考としつつ放送サービスの特性を踏まえ、その取扱いについて検討を行い、必要な措置を講ずることが適当である。

## 第2章 通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等

通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等については、携帯電話の販売奨励金が長期利用者にとって不公平なものとなっていないか、現行の料金体系が利用者の多様な利用実態に合致していないのではないか、といった指摘がされているところである。そこで、これらのＩＣＴサービスの進展に応じた新たな課題について個別に検討することとする。

### 1. 販売奨励金等の在り方

#### 1. 1. 背景

構成員からは、現在のモバイル通信市場について、主要事業者が3グループに集約<sup>83</sup>され、既存利用者の取り合いや囲い込みのための競争ばかりが激しく、また協調的寡占<sup>84</sup>の色彩が強いとの指摘があった<sup>85</sup>。

また、携帯電話サービス等の契約時に、利用者に対して、端末の割賦代金支払額相当分の毎月の通信料金の割引に加えて、多額のキャッシュバックが提供されてきた点<sup>86</sup>について、携帯電話事業者間の競争を歪めるとともに、キャッシュバックによる顧客獲得が困難なMVNOの新規参入・成長を阻害する点で問題であるとの指摘があった。

さらに、携帯電話番号ポータビリティ等により頻繁に事業者・端末の乗り換えを行う利用者と、キャッシュバックの恩恵を受けずに毎月の通信料金を支払っている長期利用者との間の不公平性が拡大する点においても問題であるとの指摘があった。

加えて、携帯電話サービス等の成約時の利用者へのキャッシュバックは、様々な才

<sup>83</sup> 電気通信事業者の変遷については、参考資料22参照。

<sup>84</sup> 携帯電話のシェアの推移については、参考資料23参照。

<sup>85</sup> なお、構成員からは、FTTH等の固定通信の分野においても、通信事業者から代理店に対する販売奨励金を原資としたキャッシュバックの問題があり、移動・固定連携サービスが広がる中で、動向を注視する必要があるとの指摘があった。

<sup>86</sup> 販売奨励金は、携帯電話事業者から販売代理店に対して支払われる。販売機種に関わらず新規契約等の成約後に支払われるもの、一定の数量を超えた契約を獲得すると上乗せされるもの、販売機種毎に上乗せされるもの、契約した利用者の継続年数に応じたもの、MNPにより獲得した契約に対するもの等、携帯各社の経営判断により細かく設定されており、時期によって異なる。

携帯電話端末を購入した利用者に対するキャッシュバックは、代理店が携帯電話事業者からの販売奨励金等を原資として行うものである。

また、販売奨励金によるキャッシュバックとは別に、携帯電話事業者は、新規契約・機種変更等により特定の端末を購入することを条件として、毎月の通信料金の割引を行うことがある（月々サポート、毎月割、月々割等）。こうした割引により、最大で端末の割賦販売金相当額の通信料金の割引を受けることが可能となっている。

こうした販売奨励金や通信料金の割引は、ユーザが負担している通信料の一部が原資となっており、キャッシュバックや通信料金の割引を受けずに毎月の通信料金を支払う利用者との関係で不公平が生じていることが指摘されている。携帯端末販売の流れのイメージ及びキャッシュバックに係る料金負担のイメージについては、参考資料24及び25参照。

ーションサービスの契約等を条件としている例が見られるとの指摘があった。

事業者からは、多額のキャッシュバックについては適正化を図る方向という発言があつた一方で、構成員からは、引き続き行われている事例が見られるという指摘があつた。

## 1. 2. 考え方

携帯電話事業者から代理店に対して支払われる各種販売奨励金を原資として、携帯電話番号ポータビリティ等の際に利用者への多額のキャッシュバックが行われている。過度の販売奨励金及びキャッシュバックについては、モバイル市場における適正な競争を阻害する点や、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると考えられる。

他方で、①販売奨励金そのものは商慣行として否定されるものではないこと、②販売奨励金の適正な水準を法令により定めることは難しいこと、③これまで利用者料金の分野で規制緩和を進めてきた経緯や規制に係るコストも勘案する必要があること、④ワーキンググループのヒアリングにおいて事業者から自主的に適切化を図る旨の表明があつたこと等から、現時点において、販売奨励金やこれを原資としたキャッシュバックについて直接規制することは必ずしも適当ではないと考えられる。

他方、多額のキャッシュバックが行われる背景として、携帯電話事業者が、端末へのSIMロックと期間拘束・自動更新付契約によって利用者を過度に囲い込んでいる<sup>87</sup>ことがあり、利用者に事業者を乗り換えさせるためにキャッシュバックが支払われていると考えられる。

したがって、販売奨励金等については、まずは端末と通信サービスの分離等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当であると考えられる。

また、販売奨励金等の総額等については、一部事業者を除き公表されておらず、行政も実態を把握できていない側面があることから、販売奨励金等の状況について、携帯電話事業者に定期的な報告を求める等<sup>88</sup>、何らかの対応を取ることが適当であると考えられる。

さらに、利用者へのキャッシュバックを含め料金その他の条件はオプションサービスの契約も含めて様々であり、利用者がその条件を正確に理解できるよう、必要となる条件について、適切な説明を行うことが適当であると考えられる。

---

<sup>87</sup> 構成員からは、携帯電話サービス等の契約時に、利用者に対して、端末の割賦代金支払額相当分の毎月の通信料金の割引が行われていることも囲い込みの一つであり問題であるとの指摘があつた。

<sup>88</sup> 販売奨励金の運用ガイドラインについては、参考資料26参照。

## 2. SIMロック解除等

### 2.1. 背景

総務省では、2010年（平成22年）に「SIMロック解除に関するガイドライン」<sup>89</sup>を策定し、事業者の主体的取組によるSIMロック<sup>90</sup>解除の実施を求めたところであるが、その取組状況は限定的である<sup>91</sup>。

他方、近年のLTEやスマートフォンの普及といったモバイル通信市場の環境変化によって、事業者間の通信方式や端末の共通化、端末と上位レイヤーサービス、通信サービス等との分離が起きている<sup>92</sup>。

現在、日本を除く主要国の通信事業者は、少なくとも契約締結から一定期間経過後にはSIMロック解除に応じている<sup>93</sup>。

事業者からは、ヒアリングにおいて、SIMロック解除の利用件数は少なく、大きなニーズがないという指摘があった。

これに対して、構成員からは、次のような指摘があった。

- ・ 端末へのSIMロックと期間拘束・自動更新付契約によって利用者の過度の囲い込みが行われ、多額のキャッシュバック等の様々な問題が生じている。
- ・ 事業者がSIMロックによって利用者を強度に拘束し囲い込むことによって自由な選択をできなくしていることが問題である。
- ・ SIMロックの解除はマーケットに任せて解決するものではなく規制により対応すべきものである。
- ・ 海外の事業者のSIMにより端末が動作しないように設定する「海外ロック」については、海外との交流を活性化する観点からも、解除について検討すべきある。
- ・ 海外の事業者が無償でSIMロックを解除していることについては、端末は利用者の所有物であり、SIMロックは通信事業者の都合でかけているものであるから、解除は無料で行うべきという考え方がベースにあるのではないか。
- ・ 事業者はiPhoneのSIMロックを解除していないが、Apple Inc.自体がSIMフリーの端末を発売していること、海外ではiPhoneのSIMロックを解除できていることも踏まえ、料金面での競争を促すためには、

<sup>89</sup> SIMロック解除に関するガイドラインについては、参考資料27参照。

<sup>90</sup> SIMロックの概要については、参考資料28参照。

<sup>91</sup> SIMロック解除及びSIMフリー端末の状況については、参考資料29参照。

<sup>92</sup> モバイルビジネス研究会後の携帯電話市場の環境変化については、参考資料30参照。

<sup>93</sup> 諸外国のSIMロック解除に関する規制及び米国のSIMロックの状況については、参考資料31及び32参照。

i PhoneこそSIMロックを解除すべきである。

- ・ SIMロックと並んで利用者を囲い込む効果を生んでいる期間拘束・自動更新付契約について、契約期間が自動更新されてロールオーバーする点や契約解除料が発生せずに確認できる期間が1ヶ月しかない点は問題である。

## 2. 2. 考え方

事業者によりSIMロックされた端末は、他の事業者のSIMを挿して利用することはできないため、通信サービス契約の終了後の用途は著しく限られる。また、海外渡航時に現地国のSIMに差し替えて利用することもできない。このような点において、SIMロックは、利用者の自由な選択を妨げ、利便を損なっているものと考えられる。

さらに、SIMロックがかけられていると、他の事業者のサービスへ乗り換える際に新たに端末を購入する必要が生じることから、スイッチングコストが押し上げられ、競争を阻害する要因となるほか、新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因にもなっていると考えられる。

事業者からは、SIMロックをかけない場合の懸念点として、①端末が必ずしも他の事業者のサービスに十分対応していない点について利用者に混乱が生じるおそれがあること、②SIMロックをかけた場合と比較して販売促進費を抑制せざるを得ないことにより、端末の価格が現状よりも高くなるおそれがあること、③端末・サービスについて事業者独自のブランド戦略を進めるインセンティブが失われるおそれがあることが挙げられた。

しかしながら、上記①については、利用者に対し適切な説明をした上でその選択に委ねることが適当であると考えられる。②については、まさに行き過ぎた多額のキャッシュバックについては利用者間の公平性や公正競争の観点から問題であるとの指摘があったものであり、SIMロック解除によりこれに対し一定の抑制効果があることはむしろ望ましいと考えられる。③については、事業者独自のブランド戦略はSIMロックによって利用者を強制的に囲い込むのではなく、端末の魅力を最大限引き出すサービスの開発・提供によって進めるべきものと考えられる。このように、いずれの懸念点についてもSIMロック解除に応じないことの適正性・合理性の根拠とは認められない。

したがって、最近のモバイル通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、事業者は、端末に最初からSIMロックをかけないか、仮にSIMロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。

このような考え方に基づくSIMロック解除のルール化に向けた「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正に当たっては、2010年（平成22年）の同ガイドラ

イン策定後の取組状況に鑑みれば、総務省において改正ガイドラインの実効を確保することを前提とした検討がなされるべきであり、併せて、既存の仕組みの大きな変更となるため、事業者側の体制整備等のために一定の準備期間を設けるとともに、事業者の予見性を確保する観点から、総務省において対象端末及び解除方法並びに実効の確保を含む具体的な運用方針やスケジュール等を明らかにすることが適当である。

なお、SIMロック解除が推進された場合には、これまで、端末と通信サービスが一体的に提供されてきたことを前提として事業者が担ってきた端末のアフターサービスについて、関係する事業者間で利用者への対応に当たる体制を明確にするとともに、インターネット利用における青少年保護が適切に図られるよう、課題の整理を行うことが適当であると考えられる。

### 3. モバイルサービスの料金体系

#### 3. 1. 背景

主要な携帯電話事業者のデータ通信の料金プランは、従来、7 GBを上限とするものを中心に画一化しており、データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていなかった<sup>94</sup>。また、スマートフォンは、フィーチャーフォンと比較して、無料通話分がなくなり、プランによっては通話料単価が上がっている<sup>95</sup>。

構成員からは、我が国と比較して、諸外国はデータの利用量が少ないユーザ向けにはきめ細かいプランが用意されている印象があるとの指摘があった<sup>96</sup>。また、利用者のニーズに合わせた多様な料金プランの設定が必要との指摘があった。

また、事業者からデータ使用量の分布は経営上の秘密であり回答できないとの発言があったことに対し、構成員から、行政当局が事後規制を適切に行うためには、データ把握を行うことは必要との指摘があった。

#### 3. 2. 考え方

各事業者は、データ通信料金について、利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランを提供することが適当である。

以上のような観点からは、具体的な料金プランの設定に当たっては、次の2点を満たしていることが必要である。

- ① データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていること
- ② データ通信量の平均値や分布を勘案すること

通信量分布に応じた多様な料金プランが実現すれば、利用者は毎月の通信量動向により敏感になり、Wi-Fiや固定回線へのオフロードが進むことが想定されるところであり、電波の効率的な利用の促進（電波の逼迫対策）にも資すると考えられる。

総務省としては、事業者に対して、このような料金プランの導入を促すとともに、料金プランが利用者の利用動向に合致しているかを検証するため、各事業者における利用者1人当たりのデータ通信量の分布及び対応した料金プランの設定状況について定期的に報告を求め、把握することが適当である。

さらに、利用者が自分の利用動向に合ったプランを選択することを可能とするため、事業者は、利用者に対して毎月の通信量の通知を行う等の利用者にとって分かりやすい説明をすることが適当であると考えられる。

また、音声通話についても、今後、VoLTEの導入が予定される中、益々多様化

<sup>94</sup> 携帯電話各社のLTE料金の比較及び定額データ通信の料金プランの現状については、参考資料33及び34、37参照。

<sup>95</sup> 携帯電話各社の音声通話料金の比較については、参考資料35参照。

<sup>96</sup> 諸外国におけるスマートフォン（LTE）プラン（月額）については、参考資料36参照。

することが想定される利用者の利用実態やニーズに合わせた、利用しやすいサービス及び料金プランについて、各事業者において引き続き検討が行われることが適当であると考えられる<sup>97</sup>。

---

<sup>97</sup> 構成員からは、各携帯電話事業者が発表した通話定額制を含む新料金プランについて、各社横並び（スマートフォンの場合、月額2,700円）となっており、問題であるとの指摘があった。

## 参考資料（目次）

- 1：「ＩＣＴサービス安心・安全研究会」構成員名簿  
「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」構成員・オブザーバー名簿
- 2：消費者保護ルールの見直し・充実に関する検討経過
- 3：電気通信サービス向上推進協議会の検討体制
- 4：「CS適正化イニシアティブの提言」に関する業界の具体的な取組内容
- 5：全苦情・相談件数及び電気通信サービスに係る苦情・相談件数（平成25年度）
- 6：電気通信サービスに係る苦情・相談件数の状況（平成25年度）
- 7：「携帯電話サービス」の苦情・相談の状況（平成25年度）
- 8：「モバイルデータ通信」の苦情・相談の状況（平成25年度）
- 9：「光ファイバー」の苦情・相談の状況（平成25年度）
- 10：販売形態別・契約解除希望の苦情・相談件数の状況（平成25年度）
- 11：電気通信事業法の消費者保護ルール見直し・充実に関する要望（概要）
- 12：契約関係からの離脱に関するルール
- 13：提供条件の説明義務の範囲
- 14：他の法令における規定の例
- 15：期間拘束・自動更新付契約（LTEプランの例）
- 16：契約解除料に関する訴訟の状況
- 17：勧誘停止窓口の概要
- 18：海外の第三者機関（イギリス）
- 19：海外の第三者機関（オーストラリア）
- 20：海外の第三者機関（フランス）
- 21：金融ADRにおける各指定紛争解決機関の費用負担の仕組み等
- 22：電気通信事業者の変遷
- 23：携帯電話のシェアの推移
- 24：携帯端末販売の流れのイメージ
- 25：キャッシュバックに係る料金負担のイメージ
- 26：販売奨励金の運用ガイドライン
- 27：SIMロック解除に関するガイドライン（2010年（平成22年）6月）
- 28：SIMロックの概要
- 29：SIMロック解除及びSIMフリー端末の状況
- 30：モバイルビジネス研究会後の携帯電話市場の環境変化
- 31：諸外国のSIMロック解除に関する規制等
- 32：米国のSIMロックの状況
- 33：携帯電話各社の従来のLTE料金の比較
- 34：従来の定額データ通信の料金プランの状況（主要3社）
- 35：携帯電話各社の音声通話料金の比較
- 36：諸外国におけるスマートフォン（LTE）プラン（月額）
- 37：携帯電話各社の新料金プラン（スマートフォンの場合）について

**「ＩＣＴサービス安心・安全研究会」  
構成員名簿**

(敬称略・五十音順)

**【構成員】**

(座長)	新美 育文	明治大学法学部教授
(座長代理)	相田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	岡村 久道	弁護士・国立情報学研究所客員教授
	清原 慶子	三鷹市長
	桑子 博行	違法・有害情報相談センター長
	是枝 伸彦	電気通信サービス向上推進協議会長
	近藤 則子	老テク研究会事務局長
	宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
	橋元 良明	東京大学大学院情報学環教授
	平野 晋	中央大学総合政策学部教授

「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」  
構成員・オブザーバー名簿

(敬称略・五十音順)

【構成員】

(主査)	新美 育文 にいみ いくふみ	明治大学法学部教授
(主査代理)	平野 晋 ひらの すすむ	中央大学総合政策学部教授
	相田 仁 あいだ ひとし	東京大学大学院工学系研究科教授
	市川 芳治 ※1 いちかわ よしひる ※1	慶應義塾大学法科大学院・経済学部非常勤講師
	沖野 真己 ※1 おきの まさみ ※1	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	垣内 秀介 ※1 かきうち しゅうすけ ※1	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	北 俊一 きた しゅんいち	株式会社野村総合研究所上席コンサルタント
	木村 たま代 きむら タマ代	主婦連合会
	近藤 則子 こんどう のりこ	老テク研究会事務局長
	齋藤 雅弘 さいとう まさひろ	弁護士
	宍戸 常寿 しちど じょうじ	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	関口 博正 ※2 せきぐち ひろまさ ※2	神奈川大学経営学部教授
	長田 三紀 ながた みき	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
	原田 昌和 はらだ まさかず	立教大学法学部教授
	舟田 正之 ※2 ふなだ まさゆき ※2	立教大学名誉教授
	明神 浩 みょうじん ひろし	電気通信サービス向上推進協議会事務局長
	森 亮二 もり りょうじ	弁護士
	若林 亜理砂 わかばやし ありさ	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

## 【オブザーバー】

いぐち 井口	ひさし 尚志	※1	(独) 国民生活センター紛争解決委員会事務局参事
ごうだ 郷田	ひであき 英明		(一社) 日本インターネットプロバイダー協会 インターネットユーザー部会部会長
ながたに 永谷	まさし 将		(一社) 電気通信事業者協会消費者支援委員会副委員長
ふくだ 福田	ひろゆき 洋之	※1	東京都消費生活総合センター活動推進課調整担当課長
まるはし 丸橋	とおる 透		(一社) テレコムサービス協会サービス倫理委員会委員長
やまもと 山本	がく 学		(一社) 日本ケーブルテレビ連盟管理部担当部長

※1 WG第8回会合以降に参加。

※2 WGアドホック会合に参加。

参考資料2

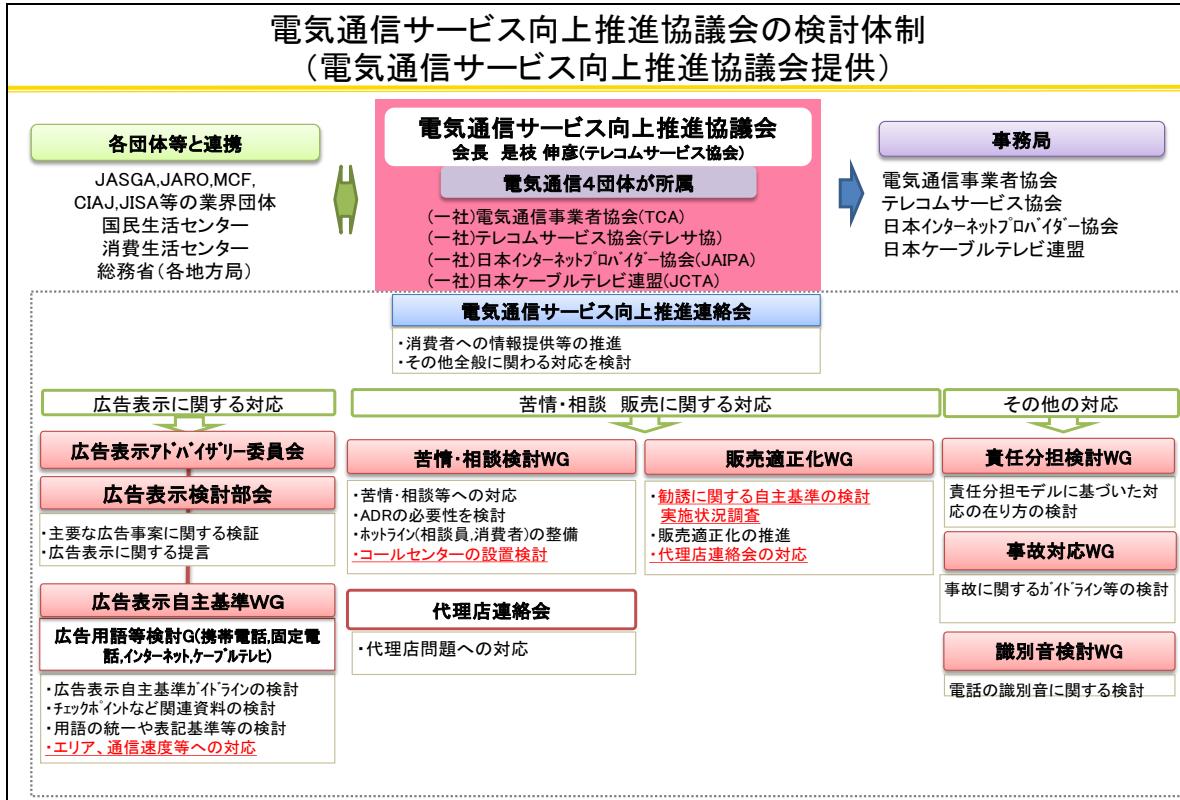
消費者保護ルールの見直し・充実に関する検討経過

会合	開催日	主な議題
研究会第1回	平成26年 2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICTサービス安心・安全に関する現状と課題</li> <li>【プレゼンテーション】</li> <li>・電気通信サービス向上推進協議会</li> <li>「「CS適正化イニシアティブの提言」等に関する業界の取組みについて」</li> <li>等</li> </ul>
WG第1回	平成26年 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者保護ルールの現状と課題</li> <li>・ICTサービス安心・安全（消費者保護ルール）に関する現状</li> <li>・電気通信事業法における消費者保護ルールの見直し・充実に関する要望</li> <li>【プレゼンテーション】</li> <li>・電気通信サービス向上推進協議会</li> <li>「「CS適正化イニシアティブの提言」等に関する業界の取組みについて」</li> </ul>
WG第2回	平成26年 3月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者保護ルールの見直し・充実</li> <li>【プレゼンテーション】</li> <li>・独立行政法人国民生活センター 「よく分からぬまま契約していませんか？ インターネット、携帯電話等の電気通信サービスに関する勧誘トラブルにご注意！」</li> <li>・株式会社野村総合研究所 「PIO-NETに登録された消費生活相談情報の傾向分析」</li> <li>・北構成員 「主要検討項目について」</li> <li>・宍戸構成員 「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWGにおける検討に関する意見」</li> <li>・海外事例（クーリングオフ）</li> <li>・原田構成員 「試用期間としてのクーリング・オフ」についてのメモ」</li> </ul>
WG第3回	平成26年 4月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者保護ルールの見直し・充実</li> <li>○通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等</li> <li>【ヒアリング】</li> <li>・公益社団法人全国消費生活相談員協会 「相談事例からみた問題点と望まれる消費者保護ルール」</li> <li>・東日本電信電話株式会社 「東日本電信電話株式会社における営業品質向上に向けた取り組みについて」</li> <li>・西日本電信電話株式会社 「お客様クレームの削減に向けた取り組み」</li> <li>・株式会社NTTドコモ 「消費者保護に関する取組について」</li> <li>・KDDI株式会社 「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルールの見直し・充実に関する検討結果」</li> </ul>

		<p>充実に関するWGヒアリングについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトバンクモバイル株式会社 「消費者保護のための取組みについて」</li> <li>・イー・アクセス株式会社 「事業者ヒアリングについて」</li> <li>・株式会社ティーガイア 「(株) ティーガイア説明について」</li> <li>・一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会 「消費者保護ルール見直し・充実に関するMVNO委員会の取組状況について」</li> </ul>
WG第4回	平成26年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者保護ルールの見直し・充実 【ヒアリング】</li> <li>・株式会社ジュピターテレコム 「消費者保護ルールの見直し・充実への対応」</li> <li>・一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 「消費者保護ルール見直し・充実に関するJAPIAの取組状況について」</li> <li>・UQコミュニケーションズ株式会社 「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルールの見直し・充実に関するWGヒアリング資料」 【個別論点議論】</li> <li>・電気通信役務の提供に係る契約のクーリングオフについて（論点整理）</li> </ul>
研究会第2回	平成26年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG等の検討状況</li> <li>○スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォースにおける検討の結果</li> <li>○ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方</li> </ul>
WGアドホック第1回	平成26年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等</li> <li>・通信サービスの料金その他の提供条件の現状</li> </ul>
WGアドホック第2回	平成26年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等</li> <li>・通信サービスの料金その他の提供条件について（論点整理）</li> </ul>
WG第5回	平成26年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者保護ルールの見直し・充実</li> <li>・消費者保護ルールの見直し・充実について（論点整理）</li> </ul>
WG第6回	平成26年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者保護ルールの見直し・充実</li> <li>・苦情・相談処理体制の在り方について（論点整理）</li> <li>・前回会合を踏まえた論点整理の追加・修正</li> <li>・電気通信事業法における消費者保護ルールの見直し・充実に関する要望</li> </ul>
WG第7回	平成26年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者保護ルールの見直し・充実</li> <li>○通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等</li> <li>・中間とりまとめ（案）</li> </ul>
研究会第3回	平成26年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者保護ルールの見直し・充実</li> <li>・消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG 中間取りまとめ（案）</li> <li>○ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方</li> </ul>

WG第8回	平成26年 8月5日	○消費者保護ルールの見直し・充実 ・苦情・相談処理体制の在り方について
WG第9回	平成26年 8月29日	○消費者保護ルールの見直し・充実 ・期間拘束・自動更新付契約について ・苦情・相談処理体制について 【ヒアリング】 ・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 「ケーブルテレビ業界の苦情/相談体制」 ・独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会事務局 「国民生活センター紛争解決委員会（ADR）の概要」 ・東京都消費者被害救済委員会事務局 「東京都消費者被害救済委員会の概要」
WG第10回	平成26年 9月11日	○消費者保護ルールの見直し・充実 【ヒアリング】 ・株式会社クロップス、コネクシオ株式会社、株式会社相互移動通信、株式会社ティーガイア、株式会社ベルパーク 「消費者保護ルールの見直しについて」 ・一般社団法人電気通信事業者協会 「消費者保護ルールの見直しについて」 ・一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会 「ISPにおける苦情相談処理体制及び期間拘束契約について」 ・一般社団法人テレコムサービス協会 「消費者保護ルール見直し・充実に関する意見」
WG第11回	平成26年 9月18日	○消費者保護ルールの見直し・充実 ・ICTサービス安心・安全研究会WG報告書（案） ～消費者保護ルールの見直し・充実～ ～通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等～
研究会第4回	平成26年 9月25日	○消費者保護ルールの見直し・充実 ・ICTサービス安心・安全研究会 報告書案について
意見募集の実施	平成26年 10月11日 ～11月10日	○「ICTサービス安心・安全研究会報告書～消費者保護ルールの見直し・充実～～通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等～」（案）に対する意見募集
研究会第5回 WG第12回 合同会合	平成26年 12月4日	○消費者保護ルールの見直し・充実 ・「ICTサービス安心・安全研究会報告書」（案）に対するパブリックコメントの結果について ・「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案等について ・事業者・代理店等による取組について ・「ICTサービス安心・安全研究会報告書」（案）について

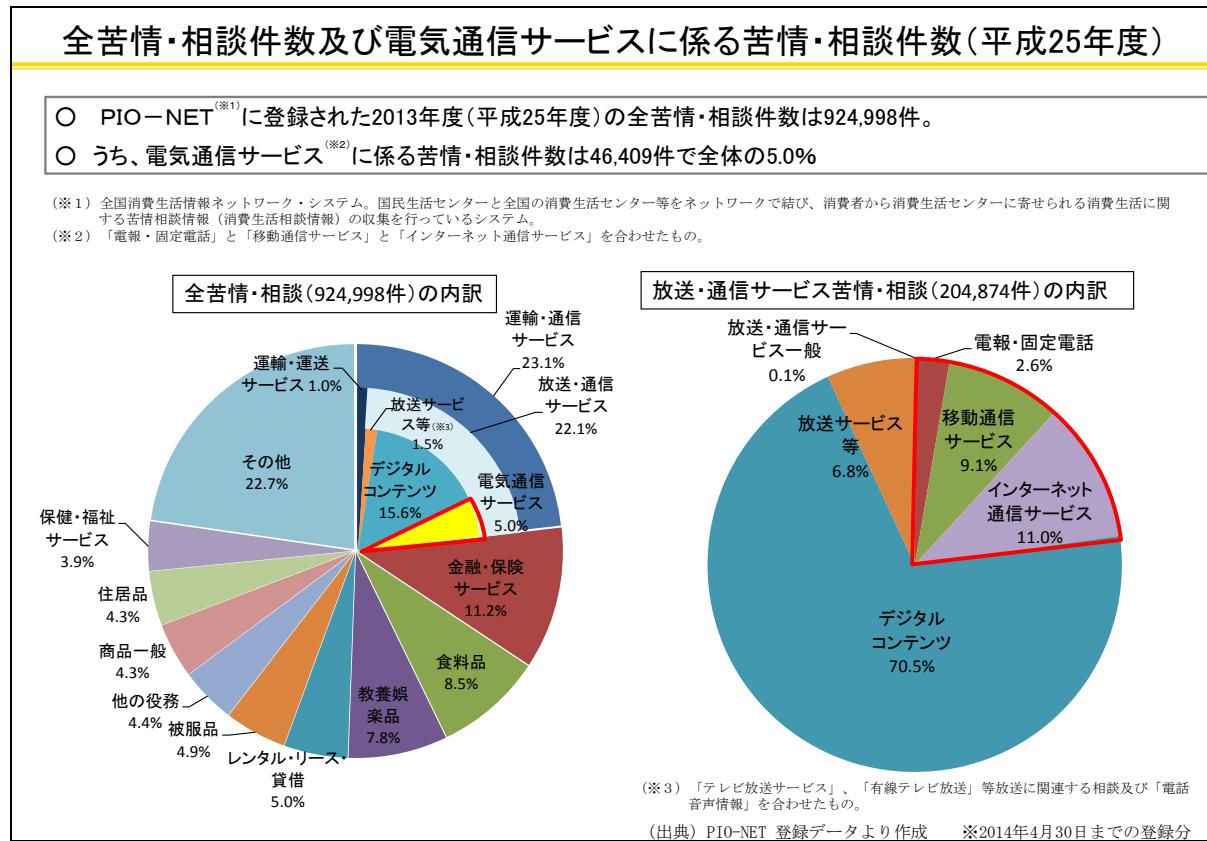
## 参考資料3



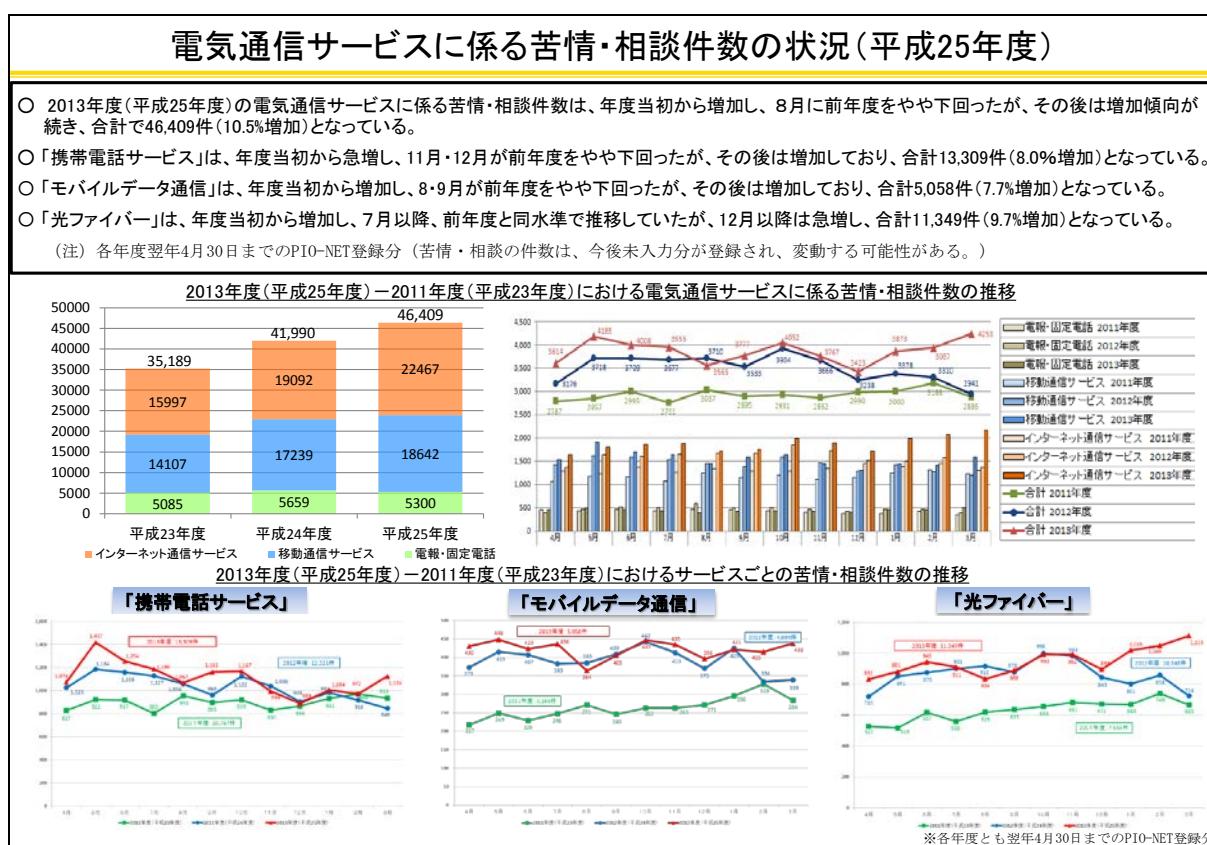
## 参考資料4

「CS適正化イニシアティブの提言」に関する業界の具体的な取組内容 (電気通信サービス向上推進協議会提供)				
実施項目		実施予定概要		実施時期
1 自 主 基 準 等 の 拡 充	広告表示	①エリア表示統一	人口カバー率の算定について、500mメッシュ方式への表示統一化に向けたルールを策定し、広告表示自主基準へ反映。	H26.1Q (4月~6月)
		②実効速度表示の検討	総務省研究会のとりまとめを踏まえ、実効速度の広告表示について検討。	H26.1Q~ (4月~6月~)
	営業活動	③営業自主基準の見直し	訪問販売、電話勧誘によるモバイルデータ通信サービス契約について利用前キャンセル等を基準化、禁止行為等について強化を図る。	H26.1Q (4月~6月)
		④ガイドライン作成	全ての事業者や販売員が理解しやすいよう、例示を含めたガイドライン(自主基準解説集)を作成。	H26.1Q (4月~6月)
		⑤重要事項抜粋モデルの見直し	最近の苦情相談の傾向を踏まえ、重要事項説明書面抜粋モデルを見直し、全ての事業者や利用者が理解しやすいよう改定。	H26.1Q (4月~6月)
2 自 主 基 準 の 遵 守 担 保	⑥代理店連絡会の開催	主に光ファイバ1次代理店との情報共有、引き続き議論を実施、今後、参加代理店の拡大を検討。		H25.8月~
		⑦営業活動自主基準の代理店周知	営業活動自主基準について代理店連絡会を通じて直接周知、遵守状況について調査を実施。	H26.3月
		⑧販売員資格制度構築	消費者トラブルを踏まえた適切な営業が行える販売員育成を目的とした資格制度を検討。	H26.2Q (7月~9月) 実施判断
		⑨販売員向けマナー集作成	最近の苦情相談事例を踏まえ、適切な営業マナーをわかりやすく説明した媒体を作成・配布、販売員のモラル啓発を図る。	H26.1Q (4月~6月)
		⑩利用者リテラシーの向上	協議会HP等における、よくある相談事例を踏まえたコンテンツの更新や、FAQ等を追加し、リテラシー向上を図る。	H26.1Q (4月~6月)
3 其 他		⑪個社相談窓口への誘導強化	・協議会HP等にて各社窓口、再勧誘停止窓口を一覧化 ・会員各社へ個社窓口への誘導施策(各種窓口の露出強化、トラブル対応窓口の強化、窓口応答率向上等)の検討・実施を要請。	H26.1Q (4月~6月)
		⑫PIO-NET等データの分析・対応	PIO-NET登録データ及び各社相談事例の傾向分析、対応策検討を継続的に実施。	H25.8月~
		⑬業界コールセンターの設置検討	効果とデメリットを比較考量し、現地点においては効果の高い自主的取組みを優先し設置は見送り。	H25.8月~
		⑭消費者センター等との連携強化	ホットラインリストの整備、国センや消センとの意見交換等を実施。	継続
		⑮他団体との連携	他団体との情報交換等を実施。	継続

## 参考資料5



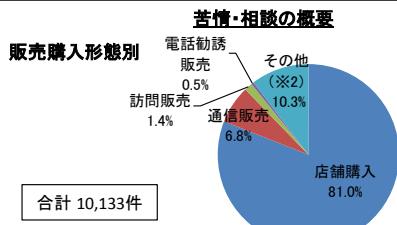
## 参考資料6



## 参考資料7

### 「携帯電話サービス」等の苦情・相談の状況<sup>(※1)</sup>(平成25年度)

- 販売購入形態別の内訳は、前年度と同様の傾向であり、店舗購入が最多(81.0%)。
- 苦情・相談内容は、前年度に比べ解約関連が増加し、契約時等の説明不足、高価格・料金等に関するものなども依然として多い。
- 内容を詳細に分析すると、次の内容が多数を占めている。
  - 通信エリア、通信速度、電波状態や広告等、サービス品質の分かりにくさに関するもの
  - 「実質0円」等の無料強調、回線抱き合わせ、不要なオプション等、販売勧誘活動や契約時の説明に関するもの
  - 高齢者、未成年、障害者への契約時の説明・確認不足等、適合性の原則に関するもの
  - 契約解除料、期間拘束等、期間拘束・自動更新付契約に関するもの
  - キャッシュバック、料金の支払い等、販売奨励金や料金に関するもの

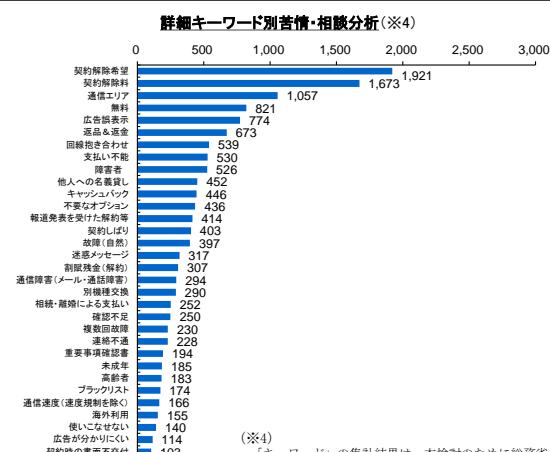


(※2) その他は、「マルチ取引」、「ネガティブ・オプション」、「その他無店舗」「不明・無関係」、「訪問購入」を含むさせたもの

#### 内容別

上位	内容等キーワード <sup>(※3)</sup>	付与数	前年度との比較
1	解約全般	3,226	2位から△
2	説明不足	2,704	1位から▼
3	高価格・料金	1,754	-
4	解約料	1,697	-
5	クレーム処理	1,382	-
6	他の接客対応	1,222	7位から△
7	契約	1,220	6位から▼
8	契約書・書面全般	1,084	-
9	虚偽説明	857	14位から△
10	返金	787	12位から△

(※1) 出典：PIO-NET（※）登録データより作成。2013年（平成25年）4月1日～翌年1月31日受付、2014年（平成26年）1月31日までの登録分。



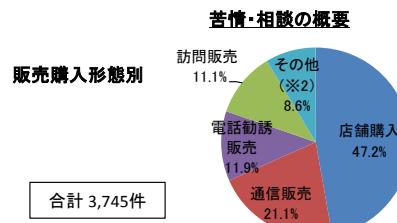
(※4)  
「キーワード」の集計結果は、本検討のために総務省  
が独自に行なった相談事例の精査・集計に基づくもの  
で、キーワード等も独自に設定。なお、一つの苦  
情・相談に対して、複数のキーワードを独自に付与。

(※2) 国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムのこと。

## 参考資料8

### 「モバイルデータ通信」の苦情・相談の状況<sup>(※1)</sup>(平成25年度)

- 販売購入形態別の内訳は、前年度と同様に店舗購入(47.2%)が最も多いため、次いで通信販売(21.1%)が多くなっており、前年度に比べ電話勧誘販売(11.9%)の割合が減少した。
- 苦情・相談内容は、前年度と同様に解約関連、契約時等の説明不足に関するものなどが多いため、電話勧誘に関するものが減少。
- 内容を詳細に分析すると、次の内容が多数を占めている。
  - 契約解除料、期間拘束等、期間拘束・自動更新付契約に関するもの
  - 料金の安さ・「実質0円」等無料の強調、電話勧誘、訪問販売、不要なオプション、回線抱き合わせ等、販売勧誘活動や契約時の説明に関するもの
  - 通信エリア、通信速度等、サービス品質の分かりにくさに関するもの
  - 高齢者、未成年、障害者への契約時の説明・確認不足等、適合性の原則に関するもの

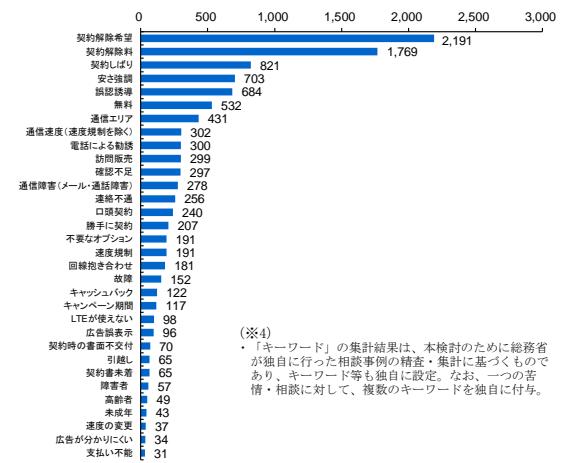


(※2) その他は、「マルチ取引」、「ネガティブ・オプション」、「その他無店舗」「不明・無関係」、「訪問購入」を含むさせたもの

#### 内容別

上位	内容等キーワード <sup>(※3)</sup>	付与数	前年度との比較
1	解約全般	2,072	-
2	解約料	1,418	-
3	説明不足	1,316	-
4	虚偽説明	521	5位から△
5	契約書・書面全般	458	8位から△
6	電話勧誘	427	4位から▼
7	高価格・料金	412	-
8	インターネット通販	391	13位から△
9	クレーム処理	358	6位から▼
10	無料商法	325	9位から▼

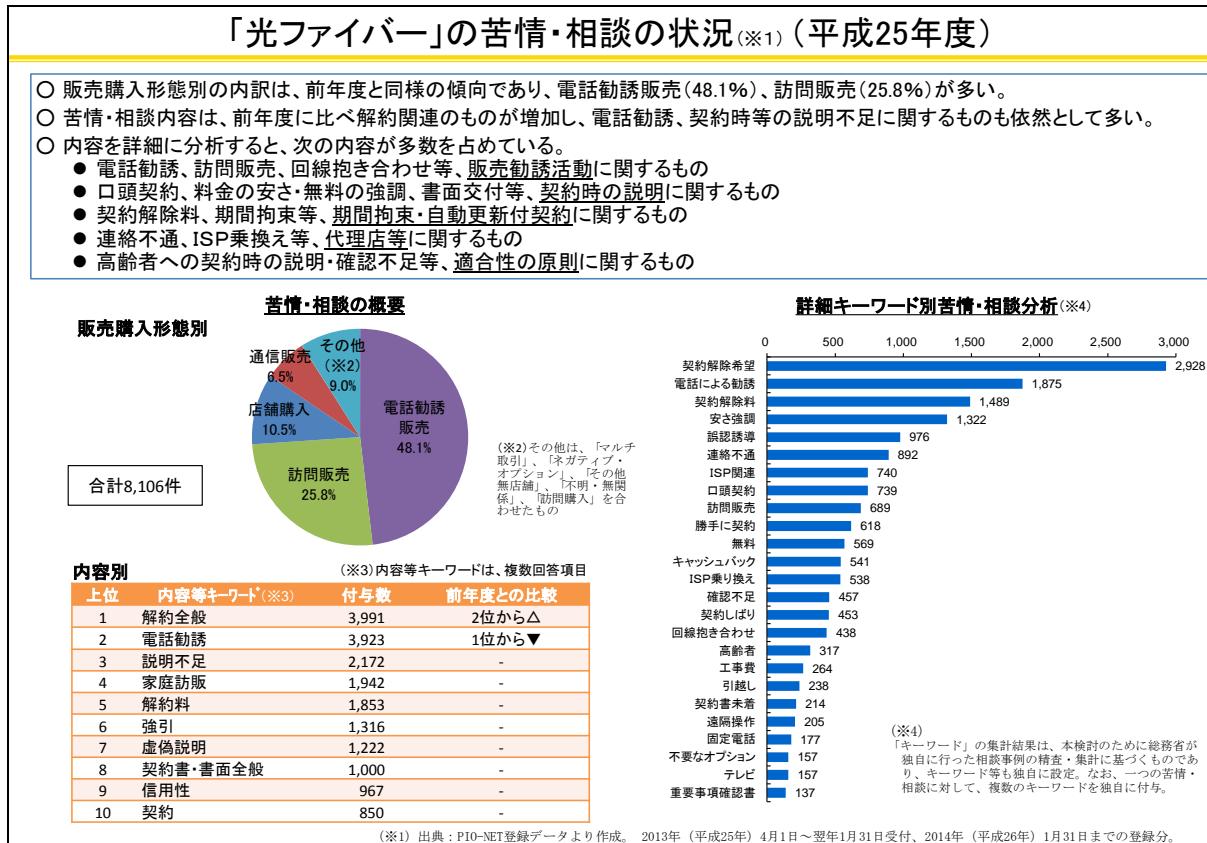
#### 詳細キーワード別苦情・相談分析<sup>(※4)</sup>



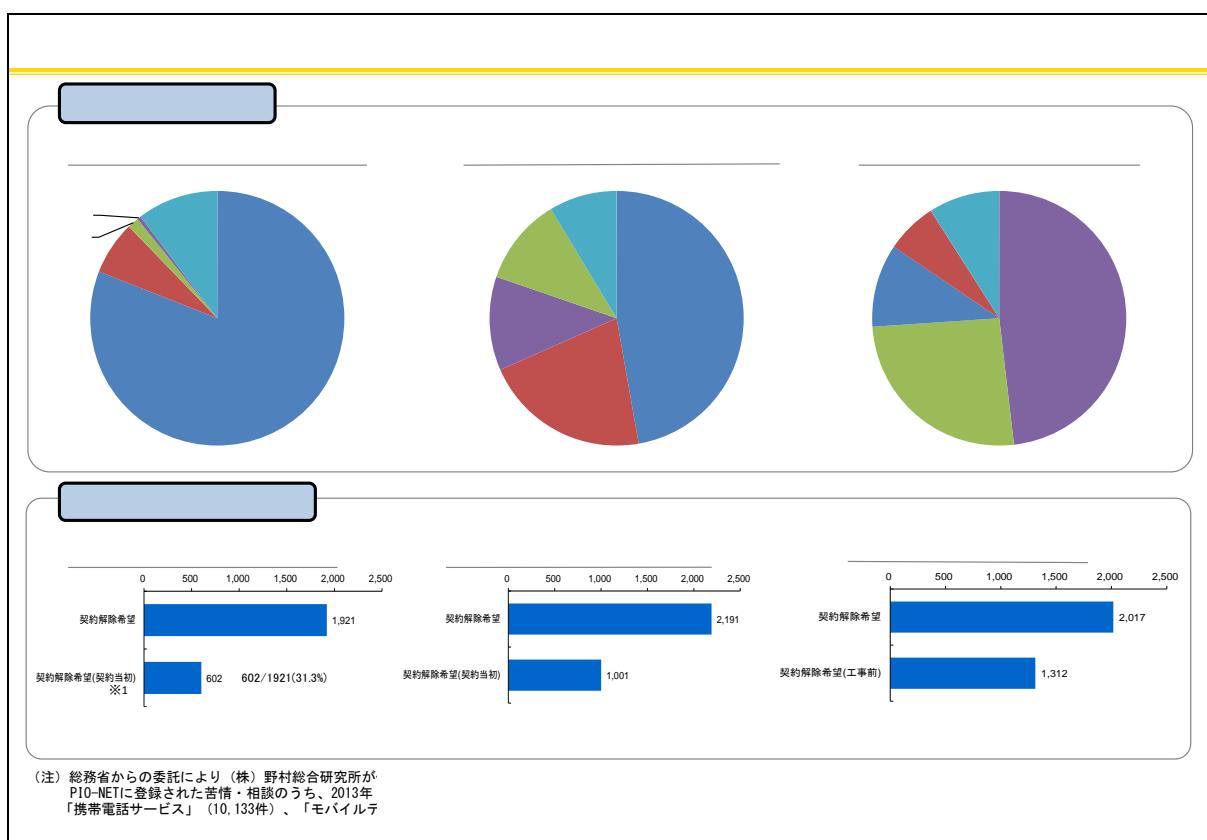
(※4)  
「キーワード」の集計結果は、本検討のために総務省  
が独自に行なった相談事例の精査・集計に基づくもの  
で、キーワード等も独自に設定。なお、一つの苦  
情・相談に対して、複数のキーワードを独自に付与。

(※1) 出典：PIO-NET（※）登録データより作成。2013年（平成25年）4月1日～翌年1月31日受付、2014年（平成26年）1月31日までの登録分。

## 参考資料9



## 参考資料10



## 電気通信事業法の消費者保護ルール見直し・充実に関する要望(概要)①

「CS適正化イニシアティブ」において示された電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し、所要の規定を設ける等の制度的な対応の検討に關連して、①消費者委員会、②東京都消費生活総合センター、③日本弁護士連合会、④(独)国民生活センター、⑤消費者支援機構関西、⑥消費者支援ネット北海道、⑦京都消費者契約ネットワーク、⑧全国消費者団体連絡会から電気通信事業法の改正等に関する要望が、次のとおり、総務省に対し寄せられている。

要望団体	要望の概要
消費者委員会 (H24.12.11)	<p>相談件数が明確な減少傾向になる等の一定の改善が見られない場合には、総務省及び消費者庁は協議を行ったうえで、以下の①又は②いずれかにより、消費者が契約内容を十分理解して利用できる環境の実現を図るために法的措置を講じることを含め、必要な措置を検討し確実に実施すること。</p> <p>① 電気通信事業法及び電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）等を改正し、訪問販売、電話勧誘販売、通信販売において特定商取引法と同レベルの消費者保護規定を導入するとともに、店舗販売の場面においても契約者の年齢や知識を踏まえた説明を行うべきこと等の消費者保護に配慮した規定を設けることを含め、必要な措置を検討し確実に実施する。</p> <p>② 電気通信事業者の役務提供契約について、特定商取引法の適用除外を廃止するとともに、店舗販売においても①同様の消費者保護に配慮した規定を設けるべく電気通信事業法等を改正することを含め、必要な措置を検討し確実に実施する。</p>
河上委員長発言 (H25.7.23)	<p>今般、同研究会の提言案である「スマートフォン安心安全強化戦略（案）」において、同WGによる検討内容が「CS適正化イニシアティブ」として盛り込まれ、「從来の延長線上にある自主的な取組だけでは足りず、電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し、所要の規定を設ける等の制度的な対応の検討に着手すべき」などの方向性が掲げられております。</p> <p>同研究会の提言案において、こうした方策が示されたことは、当委員会としても、消費者トラブルの実態及び当委員会の提言に照らして、適切なものであると考えております。これらの方策が同研究会の提言として最終的に取りまとめられた場合には、総務省において、消費者が契約内容を十分理解して利用できる環境の実現を図り、消費者トラブルの防止に十分な実効性が確保されるよう、特定商取引法と同レベルの消費者保護規定導入の検討等に早急に着手されることを求めてます。また、制度的な対応が実現されるまでの間の消費者保護対策についても、取り組んでいただきたいと思います。当委員会においても、消費者トラブルの実態を踏まえ、引き続き、本問題に関するフォローアップを行ってまいります。</p>
東京都消費生活総合センター (H25.9.18)	<p>①電気通信事業法第26条では、電気通信事業者に加え、媒介、取次ぎ及び代理を業として行う者に対しても、消費者への書面による説明義務を課している。これら勧説業者等が書面を交付し、法律を遵守した勧説をするよう総務省は適切な監督をすべきである。</p> <p>②訪問販売や電話勧説販売であっても、通信契約はクーリング・オフが適用されない。電気通信事業法を改正して消費者保護に必要な条項を加える、又は特定商取引法適用除外を外して通信契約にも適用するなどの法的対策を講じるべきである。</p> <p>③通信技術は進歩が速く、消費者が正確に商品やサービスを判断すべき十分な情報を得ることが難しいため、有利不利、優良不良を判断できる表示を義務付ける景品表示法によるガイドラインの作成を行うべきである。</p>
日本弁護士連合会 (H26.1.27)	<p>①電気通信役務の提供に関する契約の締結において、利用者の保護を適正に行うため、②～⑤のとおり、電気通信事業法を改正すべき。</p> <p>②電気通信事業法第26条に規定する電気通信事業者等が、契約の締結等を行うに際し、特定商取引法に規定する訪問販売又は電話勧説販売により契約の締結等が行われた場合について、電気通信役務の提供を受けようとする者に、特定商取引法が規定する消費者保護規定と同等の保護（書面交付義務、クーリングオフ制度、過量販売規制、不実告知の禁止及びそれらの違反に対する行政処分、罰則等）を及ぼす旨の利用者保護規定を設けるべき。</p>

## 電気通信事業法の消費者保護ルール見直し・充実に関する要望(概要)②

要望団体	要望の概要
日本弁護士連合会 (H26.1.27)	<p>③電気通信事業法第26条に規定する提供条件の説明について、少なくとも同法施行規則第22条の2の2第3項の規定する事項（提供条件の必須説明事項）については、同条第2項の規定にかかわらず（利用者の同意があった場合は書面交付以外の方法による説明可能な書面の交付を義務付けること）。</p> <p>④同法第26条に規定する提供条件の説明内容が、実際の提供条件と異なる場合は、当該電気通信役務の提供を受ける相手方は、当該電気通信役務の提供に関する契約を取消ないし解除することができる旨の規定を設けること。</p> <p>⑤前項の取消ないし解除規定について、当該電気通信役務の提供に関する契約の締結に伴って、当該役務の提供を受けるために必要な機器（携帯端末等）の売買契約が締結されている場合は、その取消ないし解除の効果は当該売買契約にも及ぶ旨の規定を設けること。</p>
国民生活センター (H26.3.5)	<p>①電気通信サービスに係る契約は、特定商取引法の適用除外となっていることから、特定商取引法で定義される電話勧説販売、訪問販売は、電気通信事業法において、特定商取引法と同レベルの消費者保護規定（契約時の書面交付義務、クーリング・オフ規定等）を導入すること</p> <p>②店舗販売であっても、書面の不交付や適合性の原則を無視した勧説、事業者の不実告知又は事実不告知等により消費者が誤認して契約の意思表示することが多いことに鑑みて、適切な行為規制や解約に関する規定を導入すること。</p> <p>③これらの規定の実効性を担保するため、規定に反した場合の罰則及び行政処分・指導等ができる規定を導入すること。</p>
KC's(消費者支援機構関西(適格消費者団体)) (H26.3.7)	<p>①又は②の法的な規制を早急に行うこと。</p> <p>①電気通信事業法に規定する電気通信事業者が行う役務の提供を、特定商取引に関する法律の適用除外としないこと。</p> <p>②電気通信事業者が行う訪問販売や電話勧説販売について、特商法と同様に、電気通信事業法の中にクーリングオフ制度や再勧説禁止規定等を設けること。</p>
消費者支援ネット北海道(適格消費者団体) (H26.3.28)	<p>①電気通信事業法第26条に規定する電気通信事業者及びその取次業者や代理店業者が行う電気通信サービスの契約に関し、訪問販売及び電話勧説販売による場合について特定商取引法と同レベルの消費者保護規定（書面交付義務、クーリングオフ制度、過量販売規制、不実告知の禁止等）を導入すること。</p> <p>②電気通信事業法第26条に規定する電気通信事業者及びその取次業者や代理店業者が同条の定める説明義務に違反した場合、契約の取消又は解除を可能とするよう民事的効力を付与すること。</p> <p>③その他、店舗販売における消費者保護に配慮した規定を設けることを含め、必要な措置を検討すること。</p>
京都消費者契約ネットワーク(適格消費者団体) (H26.4.16)	<p>①契約内容・役務提供条件について記載した書面を交付することを事業者に義務付けること。</p> <p>②利用者が一定期間内であれば当該役務提供契約及び関連機器についての契約をクーリング・オフできる旨の規定設けること。</p> <p>③事業者の説明内容が実際役務提供条件と異なる場合は、利用者が当該契約を取消ないし解除することができる旨の規定を設ける。</p> <p>④事業者が上記各規定に違反した場合に行政処分、罰則等適用される旨の規定を設けること。</p>
全国消費者団体連絡会 (H26.4.18)	<p>①電気通信事業法に特定商取引法と同等レベルの消費者保護規定を導入すること。</p> <p>②店舗販売においても、電気通信サービスの特性（サービス内容が複雑、個々の条件によってサービスが受けられない場合もある等）及び他製品にセットして通信サービスが不意打的で勧説されている現実を踏まえて、クーリング・オフ規定を導入すること。</p> <p>③複雑な代理店構造や行き過ぎたインセンティブの発生を見直し、料金水準の低廉化をはかること。</p> <p>④電気通信サービスを横断した紛争解決機関を設置すること。</p>

## 電気通信事業法の消費者保護ルール見直し・充実に関する要望(概要)③

本研究会の中間取りまとめ以降、①公益社団法人全国消費生活相談員協会、②日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、③東京都消費生活総合センターから、総務省及び本研究会に対し、次のとおり、要望・意見が寄せられている。

要望団体	要望の概要
全国消費生活相談員協会(H26.9.17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電気通信事業法に特定商取引法と同等の規定が必要。</li> <li>②電気通信サービス契約が解除等された場合は、端末についても関連商品として併せて無条件で契約解除とすべき。</li> <li>③店舗販売にもクーリングオフの規定が必要。通信サービスの契約と併せて契約したすべての契約を無条件で解除とする必要がある。</li> <li>④店舗販売においても書面交付が必要。</li> <li>⑤契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについての規定が必要。取消しに際しては、セットで契約した端末すべてを取り消すことができる規定であるべき。判断力、経済力、経験の有無・程度、生活の状態などに照らし不必要と考えられる契約を締結し、解約を希望した場合には、契約を取消すことのできる規定が必要。</li> <li>⑥その他（オプション契約を無料期間終了後継続する場合には再度の申込みを必要とすべき、契約時に解約時の連絡先や解約しなければならない事業者の連絡先を明記すべき、電気通信事業法に誇大広告の禁止規定を設けるべき）</li> </ul>
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(H26.9.18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電気通信事業者・代理店に対し、利用者の知識に配慮した、適合性の原則を踏まえた説明を義務づけること。</li> <li>②契約後の一定期間、店舗販売においても解約が可能なクーリングオフ制度を導入すること。</li> <li>③苦情・相談処理について第三者機関におけるADRの導入を検討すること。</li> </ul>
東京都消費生活総合センター(H26.9.22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①販売形態を問わないクーリングオフ制度の導入に向けた検討を行うこと。</li> <li>②電気通信事業法にクーリングオフ条項を加えるなど消費者保護の規定整備の取組</li> </ul>
埼玉弁護士会(H26.9.26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電気通信事業者等が電気通信サービス契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行うに当たっては、訪問販売や電話勧誘販売の方法であるか店舗販売の方法であるかを問わず、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度、不実告知等の禁止及び契約取消権並びにこれらに対する行政規制権限等の消費者保護規定を導入すべき。</li> <li>②電気通信事業法第26条を改正し、提供条件等の説明事項の書面交付を義務付けるべき。また、説明義務違反による契約解除権または重要事項の不告知による契約取消権を導入すること。</li> <li>③取消ないし解除規定について、当該電気通信サービス契約の締結に伴って、当該役務の提供を受けるために必要な機器（携帯端末等）の売買契約が締結されている場合は、取消ないし解除の効果は当該売買契約にも及ぶ旨の規定を設けるべき。</li> <li>④電気通信事業者等が、契約の締結を行なうに際し、契約期間途中での解約を禁止する規定または損害実額を超える違約金を請求する規定を設けることを禁止すべき。少なくとも、契約期間更新後においては、中途解約金を支払うことなく解約できるよう規制する旨の規定を設けるべき。</li> </ul>

※消費者保護ルールの充実・見直しに係る要望・意見のうち、主要なもの概要を記載

## 参考資料 12

### 契約関係からの離脱に関するルール

#### 取消しルール

- 取消し事由がある場合に、契約の取消しを認めるもの。（効果は遅及効）  
 （代表的には消費者契約法において規定。（サービスの品質・取引条件に関する重要な事項の不実告知等））  
 電気通信役務 「お使いの〇〇サービスは今後廃止されます」等のこれから契約しようとする役務の内容・取引条件等ではなく、契約を必要とする背景事情等に関する不実告知がなされる場合もある。

#### 初期契約解除ルール

- 契約の内容やサービスの品質などについて納得できるまでの契約初期の間には、契約の拘束力から離脱する道を用意することが適当（=初期契約解除ルール）

##### ※訪問販売等の特性

不意打ち性のある販売方法等に起因する消費者の意思の不安定性

光ファイバ、CATV等における訪問販売、電話勧誘販売

##### 電気通信サービスの特性

商品・役務の複雑性に起因する消費者の不十分な理解

料金体系等の契約条件の複雑化（契約期間拘束・解約料等）

実際に利用しないと役務の品質等が分からぬ場合があること

サービスエリアやベストエフォートなど契約時点で役務の品質が分からぬ

電気通信サービスについては、特にその特性を踏まえ、販売形態によらずに初期契約解除ルールを導入することが適当。

#### 解約ルール

- 事業者や利用者の責任を問わず、契約からの離脱を認めるもの。（効果は将来効）  
 （代表的には民法（賃貸借、委任等）、特定商取引法（特定継続的役務の中途解約権）において規定。）

電気通信役務 事業者・利用者の合意により契約の解約が行われているが、料金割引等のために契約期間の拘束がある場合には、契約解除料が発生し、契約の解約が実質的に制限されてしまう場合もある。

## 提供条件の説明義務の範囲

### 電気通信事業法第26条に基づき必要とされる提供条件の説明内容

1. **電気通信事業者の名称**（代理店の場合は、代理店の名称も含む。）
2. **電気通信事業者の問合せ連絡先**（電話窓口の場合は受付時間も含む。）  
(代理店の場合は、代理店の問合せ連絡先（電話窓口の場合は受付時間も同様）。ただし、電気通信事業者が責任をもって代理店に係る問合せも行うこととする場合は不要。)
3. **電気通信サービスの名称及びその種別**（「携帯電話サービス」などのサービスの種類の明示）
4. **その利用者に適用される電気通信サービス料金**（無料キャンペーン等がある場合の条件も含む。）
5. **電気通信サービス料金に含まれていない他の経費がかかる場合は、その内容**
6. 次に掲げる事項その他の消費者からの契約の変更又は解除に関する定めがあるときは、その旨
  - (1) **契約の変更又は解除ができる期間の制限**
  - (2) **契約の変更又は解除の際の違約金の支払いに関する定め**
  - (3) **契約の変更又は解除の場合の貸与端末設備の返却費等の負担**
7. **電気通信サービスの内容及び当該サービスの品質、提供場所、緊急通報、フィルタリングサービス等について特段の制限事項があるときは、その内容**

## 他の法令における規定の例①

法律名	条文	取引	期間		金銭請求	
			始期	期間	損害賠償等	役務等の対価
特定商取引に関する法律 (昭和51年法律第57号)	§ 9	訪問販売	申込書面又は契約書面受領のいずれか早い日※ <sup>2</sup>	8日	× (§ 9Ⅲ)	× (§ 9Ⅴ)
	§ 15の2	通信販売※ <sup>1</sup>	商品の引渡し又は指定権利の移転の日	8日	○ (-)	○※ <sup>6</sup> (-)
	§ 24	電話勧誘販売	申込書面又は契約書面受領のいずれか早い日※ <sup>2</sup>	8日	× (§ 24Ⅲ)	× (§ 24Ⅴ)
	§ 48	特定継続的役務提供	契約書面受領の日※ <sup>2・3</sup>	8日	× (§ 48Ⅳ)	× (§ 48Ⅵ)
	§ 40	連鎖販売取引	契約書面受領の日※ <sup>2・3</sup> (商品（再販売をするものに限る。）の引渡しが当該日より遅い場合は、当該引渡し日)	20日	× (§ 40Ⅰ)	○※ <sup>7</sup> (-)
	§ 58	業務提供誘因販売	契約書面受領の日※ <sup>2・3</sup>	20日	× (§ 58Ⅰ)	○※ <sup>7</sup> (-)
	§ 9の2	訪問販売における過量販売	契約締結日※ <sup>4</sup>	1年	× (§ 9の2Ⅲ)	× (§ 9の2Ⅲ)
割賦販売法 (昭和36年法律第159号)	§ 35の3の10	個別信用購入あっせん関係受領契約	申込書面又は契約書面受領のいずれか早い日※ <sup>2</sup>	8日	× (§ 35の3の10Ⅲ)	× (§ 35の3の10Ⅶ)
	§ 35の3の11	特定継続的販売個人個別信用購入あっせん関係契約	申込書面又は契約書面受領のいずれか早い日※ <sup>2</sup> (特定連鎖販売個人契約に係る場合については、商品（再販売するものに限る。）の引渡しが当該日より遅い場合は、当該引渡し日)	8日	× (§ 35の3の11Ⅴ)	× (§ 35の3の11Ⅸ)
		特定連鎖販売個人個別信用購入あっせん関係契約		20日		
	§ 35の3の12	過量販売における個別信用購入あっせん関係受領契約	契約締結日※ <sup>4</sup>	1年	× (§ 35の3の12Ⅲ)	× (§ 35の3の12Ⅶ)

## 他の法令における規定の例②

法律名	条文	取引	期間		金銭請求	
			始期	期間	損害賠償等	役務等の対価
金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)	§ 37の6	金融商品取引契約	契約書面受領の日※3	10日	○ (§ 37の6 III) 契約解除までの期間に相当する報酬等の請求可能	×
宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号)	§ 37の2	店舗外での宅地・建物の売買契約	申込み撤回等告知書面※5受領の日	8日	×	△ (-)
特定商品等の預託等取引契約に関する法律 (昭和61年法律第62号)	§ 8	預託等取引契約	契約書面受領の日※3	14日	×	△ (-)
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 (平成4年法律第53号)	§ 12	ゴルフ会員権	契約書面受領の日※3	8日	×	× (§ 12 III)
不動産特定共同事業法 (平成6年法律第77号)	§ 26	不動産特定共同事業契約	契約書面受領の日※3	8日	×	△ (-)
保険業法 (平成7年法律第105号)	§ 309	保険契約	申込み撤回等告知書面※5受領又は契約の申込みのいずれか遅い日	8日	×	○ (§ 309 V) 契約解除までの期間に相当する報酬等の請求可能

○は請求可、×は請求不可、△はいずれか不明

※1 申込みの撤回等に関する特約を広告等で適切に表示していた場合には、当該特約に従う

※2 不実告知による申込み撤回等に関する誤認があり、権利行使することなく期間を経過してしまった場合は、申込み撤回等告知書面受領の日

※3 申込書面交付義務なし

※4 契約締結日は、契約書面に記載するよう省令で規定

※5 申込みの撤回等に関する事項のみを記載した書面を省令で規定

※6 既に商品の引渡し又は権利の移転がされている場合には、その引取り又は返還に関する費用は、購入者の負担(§ 15の2II))

※7 逐条解説で可能と説明

## 参考資料 15

### 期間拘束・自動更新付契約(LTEプランの例)

基本料金等の役務の料金について、一定期間の通信契約継続を条件に半額等に割り引くとともに、契約期間途中の解約については契約解除料が発生する割引プランが提供されている。

(税抜)

		N T T ドコモ	au	ソフトバンク
期間拘束無 プラン	名称	(1)カケホーダイプラン(スマホ/タブ) (2)タイプXi (※1)	(1)電話カケ放題プラン (2)LTEプラン (注)	(1)通話し放題プラン (2)標準プラン (注)
	基本料金	(1)4,200円 (2)1,486円 (注)	(1)4,200円 (2)1,868円 (注)	(1)4,200円 (2)1,867円 (注)
期間拘束有 プラン	名称 (プラン名)	(1)カケホーダイプラン(スマホ/タブ) (2)タイプXiにねん(※1) (注)	(1)電話カケ放題プラン(誰でも割適用時) (2)LTEプラン(誰でも割適用時) (注)	(1)通話し放題プラン(専用2年契約適用時) (2)ホワイトプラン(※2) (注)
	基本料金	(1)2,700円(拘束無プランの1,500円安) (2)743円(拘束無プランの半額) (注)	(1)2,700円(拘束無プランの1,500円安) (2)934円(拘束無プランの半額) (注)	(1)2,700円(拘束無プランの1,500円安) (2)934円(拘束無プランの半額) (注)
契約期間	2年間 (契約満了月の翌月以外に解約した場合、解約金(9,500円)が発生)	2年間 (契約更新月以外に解約した場合、契約解除料(9,500円)が発生)	2年間 (契約更新月以外に解約した場合、契約解除料(9,500円)が発生)	2年間 (契約更新月以外に解約した場合、契約解除料(9,500円)が発生)
	自動更新	あり	あり	あり
更新 時期 プッシュ型通 知	「ドコモご利用額お知らせメール」(無料申込制)で、更新前月前月・更新前に更新時期のお知らせを開始(平成25年3月) ※ドコモご利用額お知らせメールの受信登録の推奨を重要事項説明書に記載(平成25年4月)	「WEB de 請求書お知らせメール」(無料申込制)で、更新前月前月・更新前に更新時期のお知らせを開始(平成21年8月) ※WEB de 請求書お知らせメールの受信登録の推奨を重要事項説明書・HPに記載(平成25年2月・3月)	「請求確定通知お知らせ情報」(無料申込制)で、更新月前月・更新月に更新時期のお知らせを開始(平成25年8月) ※請求確定通知お知らせ情報を周知開始(平成25年6月)	「請求確定通知お知らせ情報」(無料申込制)で、更新月前月・更新月に更新時期のお知らせを開始(平成25年8月) ※請求確定通知お知らせ情報を周知開始(平成25年6月)
	端末 買換に 関する制約	なし	なし	なし

(※1) 2014年8月31日で新規受付終了

(※2) SoftBank 4G LTE／4G「ホワイトプラン」新規受付は、2014年11月30日をもって終了予定。

3Gスマートフォン／SoftBank 3G 携帯電話での「ホワイトプラン」は引き続き加入受付

(注)データ通信を行う場合、インターネット接続サービス利用料及びパケット通信料も掛かり、月々の支払料金には基本料金に加えて、通信料金としてこれらも加算される。

(各社ホームページより作成。2014年(平成26年)9月1日時点の料金)

## 契約解除料に関する訴訟の状況

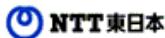
ソフトバンクモバイル(平成25年7月大阪高裁)	au(平成25年3月 大阪高裁判決)	NTTドコモ(平成24年12月大阪高裁判決)
「平均的損害」(消費者契約法9条1号)の範囲		
<ul style="list-style-type: none"> <li>民法416条を前提としつつ、そこで生ずる損害を、当該事業者が締結する多数の同種契約について定型化した基準と解するのが相当であり、民法416条の「通常生ずべき損害」と同義であって、事業者の営業上の利益(逸失利益)が含まれると解すべき。</li> <li>「平均的な損害」とは同一事業者が締結する多数の同種契約事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務不履行の際の損害賠償請求権の範囲を定める民法416条が前提(※1)</li> <li>損害賠償の範囲は、契約が履行された場合に事業者が得られる利益(逸失利益)の賠償とすべきであり、「平均的損害」は、解約に伴う逸失利益から解約に伴い事業者が支出を免れた費用を控除した額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法第416条を制限するものと解すべき(※2)</li> <li>基本使用料金の中途解約時から契約期間満了時までの累積額(=逸失利益)は、「平均的な損害」の算定の基礎とはせず、基本使用料金の割引開始から中途解約時までの累積額を「平均的損害」算定の基礎とすべき</li> </ul>
「平均的損害」の算出方法		
<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月当たりの平均1契約当たりの営業上の損失(平均的収入(ARPU)から変動コストを控除した額)に、解除後の平均残存期間を乗じて得られる金額である4万7689円が平均的な損害に当たるといべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度以降のARPUの平均値(5014円)、解約に伴い事業者が支出を免れる費用(ARPUの20%相当額)を勘案し、1ヶ月あたりの逸失利益を4000円と算定</li> <li>「平均的損害」の額は、(第1審判決のように)当事者が設定した区分を裁判所がさらに月単位に細分化することを認める趣旨であるとは解されず、時期等により同一区分に分類される同種の契約における違約による損害の平均値を求めるによって算出すべき(※3) ※3 解約までの平均的期間(11.5か月間)等から、ARPU5000円として支出を免れる経費(ARPUの15~20%)を控除し、12.41か月(残余時間)を乗じた金額が4万9640円。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約条件を受け入れる顧客に限って安い割引後基本使用料を提示しているため、標準基本使用料金と割引後基本使用料金との差額を損害とすべき(=1837円)</li> <li>消費者契約法9条1号の趣旨によれば、消費者を総体的に捉え、解除の時期を問うことなく算出することが可能(中途解約までの平均経過月数は13.5か月)</li> <li>「平均的損害」の額は、1837円 × 13.5か月(中途解約までの平均経過月数) = 2万4799円であり、違約金の額9975円はこれを下回るものであるから、解約金条項に定める金額は妥当</li> </ul>
契約の更新後についての「平均的損害」の考え方		
<ul style="list-style-type: none"> <li>「平均的損害」の算出方法も、更新前と同様の考え方とすべき</li> </ul>		
事業者からの提供条件の説明について(法10条関係)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者は基本使用料金の割引を受けており、解約権に制限を受けることに見合った対価であり、一方的に不利益なものではなく、事業者側は解約金条項について自動更新となる旨も含め明確に説明していることからも、法10条に該当せず。</li> </ul>		

※1 民法416条は、債務の不履行による損害賠償の範囲について「通常生ずべき損害」とし、通常、逸失利益を含むものと解される。

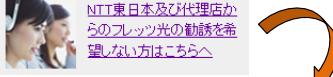
※2 特定商取引法、割賦販売法等が、役務提供等の履行前の解除について、契約締結及び履行に通常要する費用を超える額の金銭の支払いを請求できないとすることを勘案し、解釈。

## 勧誘停止窓口の概要

(再勧誘の禁止) ※ 「営業活動に関する自主基準」から抜粋
第6条 事業者は又は代理店は、電話による勧誘を行った場合において、利用者から再勧誘を拒否する旨を示されたときは、当面の間、当該利用者に対し電話による勧誘をしてはならない。又、訪問による勧誘を行った場合において、利用者から再勧誘を拒否する旨を示されたときも、当面の間、勧誘を行わないよう努めなければならない。



HPトップページ



NTT東日本のサービス(フレッツ光)等について、勧誘の停止登録受付を実施しております。

フリー 0120-849-994

受付時間：平日 午前9時～午後5時まで  
休業日：土日・祝日・年末年始

- 勧誘停止手続きが完了するまで、概ね1週間程度かかります。
- 番号ポーティング(事業者の変更)や停止登録された電話番号が変更となった場合は、再度登録申請が必要です。
- 停止登録した電話番号及び住所・氏名等お客様情報を弊社代理店等へ提供させて貰うことになりますので、予めご承諾下さい。
- 新サービス開始時期には、ご案内差し上げる場合がございます。



NTT西日本のサービス(フレッツ光等)の勧誘停止に関する登録・お問い合わせ

お客様相談センター(勧誘停止登録ダイヤル)

00.0120-019390

受付時間：午前9時～午後5時  
休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始 (12/29～1/3)

※携帯電話・PHSからご利用いただけます。  
※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

※留意事項

- 勧誘停止手続きが完了するまで、概ね1週間程度かかります。
- 事業者の変更(番号ポーティング)及び契約の電話番号が変更となった場合は、再度ご連絡をお願いいたします。
- 電話番号が変わった場合、ご新規の方の電話番号を弊社代理店へ提供する場合は、再度登録申込が必要です。
- 勧誘を停止するにあたり、停止登録済いた電話番号及び住所・氏名等お客様情報を弊社代理店等へ提供いたしますので、予めご了承願います。

### auひかりサービスの勧誘停止登録の受付について



KDDIでは、auひかりサービスに関する勧誘の電話につきまして、お客様が再度の勧誘について停止をご希望される場合は、

下記までご連絡ください。

(KDDIお客様セビターへ)

0077-777 (無料)

受付時間 9:00～20:00 (土・日・祝日も受付)

上記番号がご利用になれない場合は0120-22-0077へおかけください。

※両端局の取り扱いが異なる場合(すなはち、一定の期間(初期期間)しかご連絡がありません)。

※事業者の変更(番号ポーティング)及び契約の電話番号が変更となった場合は、再度ご連絡をお願いいたします。

※電話番号が変わった場合、ご新規の方の電話番号を弊社代理店へ提供する場合は、

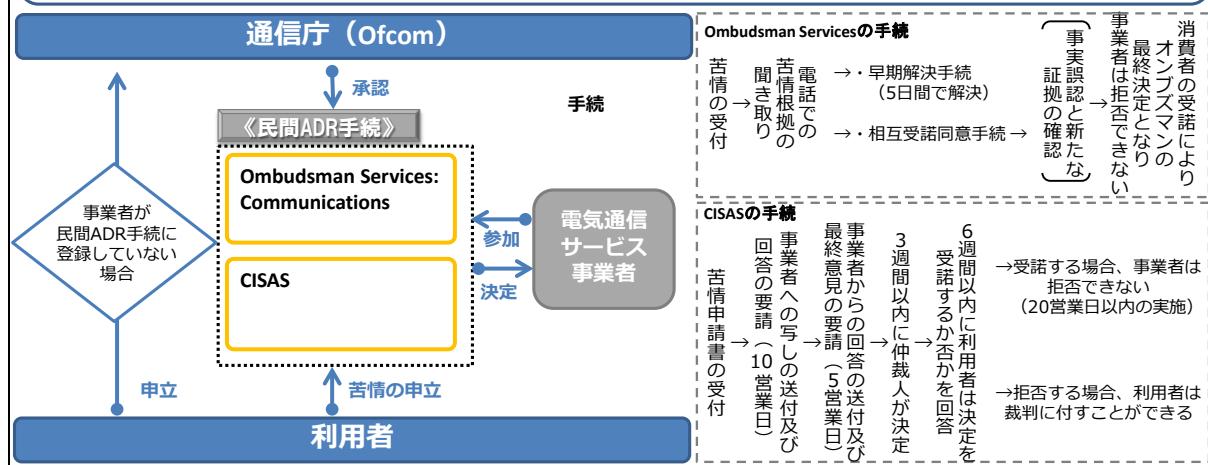
再度登録申込が必要です。

### トピックス& インフォメーション

このページに戻る

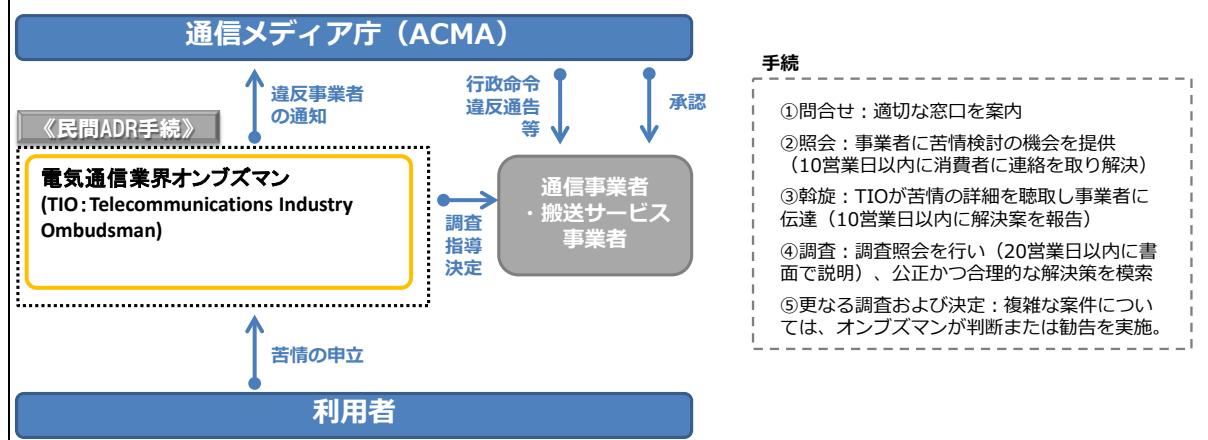
### 海外の第三者機関(イギリス)

- 通信法(2003年)に電気通信事業者の苦情・紛争処理手続等の設置義務等が規定されており、通信事業者は民間ADR手続への登録が義務となっている。
- 民間ADR手続には、通信の他にエネルギー、不動産、著作権許諾に関する苦情を扱う非営利企業の「Ombudsman Services: Communications」(433事業者が参加)と、通信に特化し弁護士等の事業者から独立した仲裁人が紛争を処理する「CISAS」(303事業者が参加)が存在。
- 消費者は無償で制度を利用でき、事業者が民間ADR手続への参加料と事件ごとの手数料を負担。
- 通信事業者の苦情処理手続を使用し、8週間以上事業者からの連絡がない場合、若しくは事業者から膠着状態である旨の通知が来た場合に、通信庁の承認を得た民間のADRサービスの利用が可能。
- ADRサービス提供者は1万ポンドまでの賠償金の設定が可能。



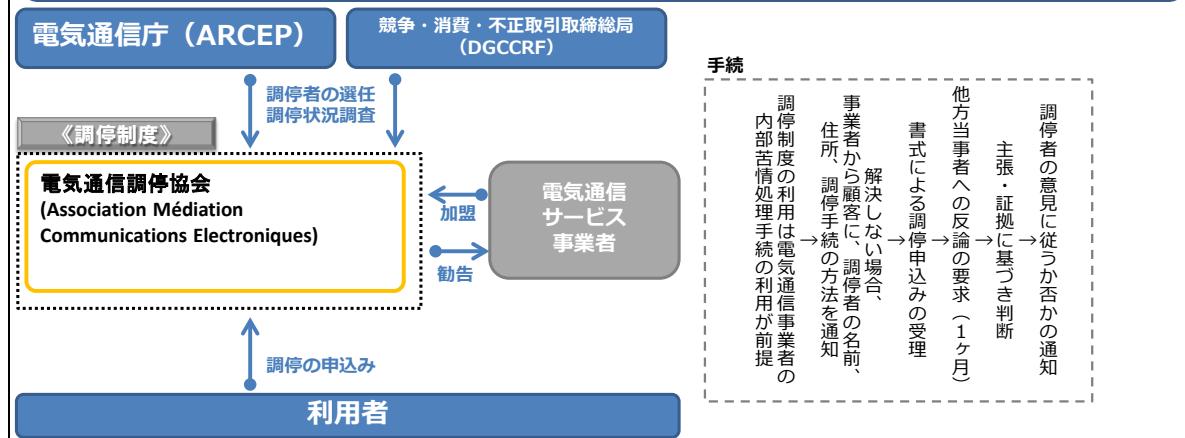
### 海外の第三者機関(オーストラリア)

- 電気通信事業における消費者保護に関する独立機関として、電気通信業界オンブズマン(TIO)が存在。電気通信(消費者保護・サービス基準)法(1999年)に電気通信事業者のオンブズマン制度への参加義務等が規定されている。
- 参加事業者は2292社(2014年3月30日時点)
- 行政機関である通信メディア庁(ACMA)は通信事業者・搬送サービス事業者のオンブズマン制度への参加プロセスに関与している。また、TIOの判断に従わない事業者や違反を繰り返す事業者をACMAに通知し、ACMAが行政命令、違反通告等を行うこともある。
- 消費者は無償で制度を利用でき、事業者が苦情レベルに応じた手数料を負担。
- 紛争処理手続は、「問合せ」「照会」「斡旋」「調査」「更なる調査および決定」の段階に分けられる。TIOが行う決定には、消費者が受け入れた場合に事業者への拘束力を持つ判断(decision)と拘束力を持たない勧告(recommendation)の2つがあり、TIOは、判断については5万豪ドル、勧告については10万豪ドルまでの制裁金の設定が可能。



## 海外の第三者機関(フランス)

- 電気通信事業に関する消費者保護を専門的に取り扱う機関として、2003年に設立された電気通信調停協会(AMCE)が運営する調停(Le Médiateur)がある。
- 調停は、コンテンツに関するものを除く、加盟する電気通信サービス業者とその顧客との間のすべての紛争を対象としており、協会には98%以上の事業者が加盟している。
- 行政機関である電気通信庁(ARCEP)および競争・消費・不正取引取締局(DGCCRF)は、調停者の選任(任期は3年)や調停状況の調査に関与している。
- 消費者は無償で調停制度を利用できる。
- 2012年の協会の憲章修正により、調停者は今後の紛争回避のために、加盟業者に勧告をすることができるようになった。



## 金融ADRにおける各指定紛争解決機関の費用負担の仕組み等

		全国銀行協会		信託協会		生命保険協会		日本損害保険協会		保険オンブズマン	
取り扱う紛争の範囲		銀行業務 農林中央金庫業務		手続対象信託業務 特定兼営業務		生命保険業務 外国生命保険業務		損害保険業務 外国損害保険業務 特定損害保険業務		損害保険業務 外国損害保険業務 特定損害保険業務 保険仲立人保険募集	
苦情処理手続受付件数※1	紛争解決手続受付件数※1	1,365	247	3	1	372	202	2,569	409	299	25
紛争解決手続に係る事案手数料等(申立て人)※2		無料		無料		無料		無料		無料	
紛争解決手続に係る事案手数料等(相手方)※2		会員:10万円 非会員:20万円		加盟店社:2万円 非加盟店社:あっせん委員会開催回数に30万円を乗じた額又は90万円のいずれか低い額		無料		無料		調停委員会開催に係る経費を負担	
運営経費の分担方法(事案手数料等以外)		①共通分担+②銀行規模・苦情紛争件数による応益負担等		協会会費の一部から負担		各社規模(業績)に応じた協会会費の一部から負担		①共通分担+②応益負担及び応益負担にも配慮した負担		①共通分担+②苦情相談・紛争件数による応益負担	
運営体制		事務局・本部(東京)		事務局・本部(東京)		事務局・本部(東京)+地方窓口(東京以外の全国53箇所)		事務局・本部(東京)+地方窓口(全国10箇所)		事務局・本部(東京)	

※1: 金融庁「指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況」(平成25年度)による。(このほかの項目は、各機関公表資料や、事務局からのヒアリング結果による)

※2: 契約者等が申立てを行う場合について記載

(2014年(平成26年)9月現在)

金融ADRにおける各指定紛争解決機関の費用負担の仕組み等

		日本少額短期保険協会		特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)(※4)		日本資金業協会	
取り扱う紛争の範囲		少額短期保険業務		特定第一種金融商品取引業務		貸金業務	
苦情処理 手続受付 件数※1	紛争解決 手續受付 件数※1	102	4	861	116	95	17
紛争解決手続に係る事案手 数料等 (申立人) ※2	無料	請求額に応じ2,000～50,000円		請求額に応じ、2,000～50,000円			
紛争解決手続に係る事案手 数料等 (相手方) ※2	裁判委員会開催に係る経費を 負担	<p>【指定紛争解決機関業務】            ・特定第一種金融商品取引業務を行う事業者：期日1回あたり5万円</p> <p>【認定投資者保護団体等業務】            ・センターと協定を締結している自主規制団体(日本証券業協会等)の事業者：期日1回あたり5万円            ・自主規制団体に加入していない第2種業者：①年間基本利用料10万円+②期日1回につき5万円(年間4件までは2万円)(※)            ※自主規制団体に加入している事業者の場合は年間4件までは期日1回あたり1万円            ※各社年間10件を超えた場合、期日1回につき10万円(東京、大阪以外は15万円)</p>		請求額に応じ、2,000～50,000円			
運営経費の分担方法 (事案手数料等以外※3)	①共通分担+②苦情相談・紛争 件数による応益負担+③各社 規模に応じた負担	①会費収入+②助成金収入+③あっせん事業収入(諸団体負担金等)(※3)。諸団体負担金は、各自主規制団体60万円の「基本分担金」、各自主規制団体の加入事業者数に応じた「個別分担金」、その残り不足分の経費を、各自主規制団体の利用率に応じた分担率で負担(「実質分担金」)。		①協会員の場合、各社規模に応じた協会会費 ②非協会員の場合、負担金として一律年額50,000円			
運営体制	事務局・本部(東京)	本部：東京、事務所：大阪(あっせんの開催は、全国50か所(都道府県庁所在地等)で実施		事務局・本部(東京) 地方窓口(全国47か所) ※苦情相談の一次受付		(2014年(平成26年)9月現在)	

※1: 金融庁「指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況」(平成25年度)による。(このほかの項目は、各機関公表資料や、事務局からのヒアリング結果による)

※2: 契約者等が申立てを行う場合について記載

※3: FINMACのあっせん事業収入には、あっせん利用負担金(金融機関)やあっせん申立金(顧客)が含まれる。

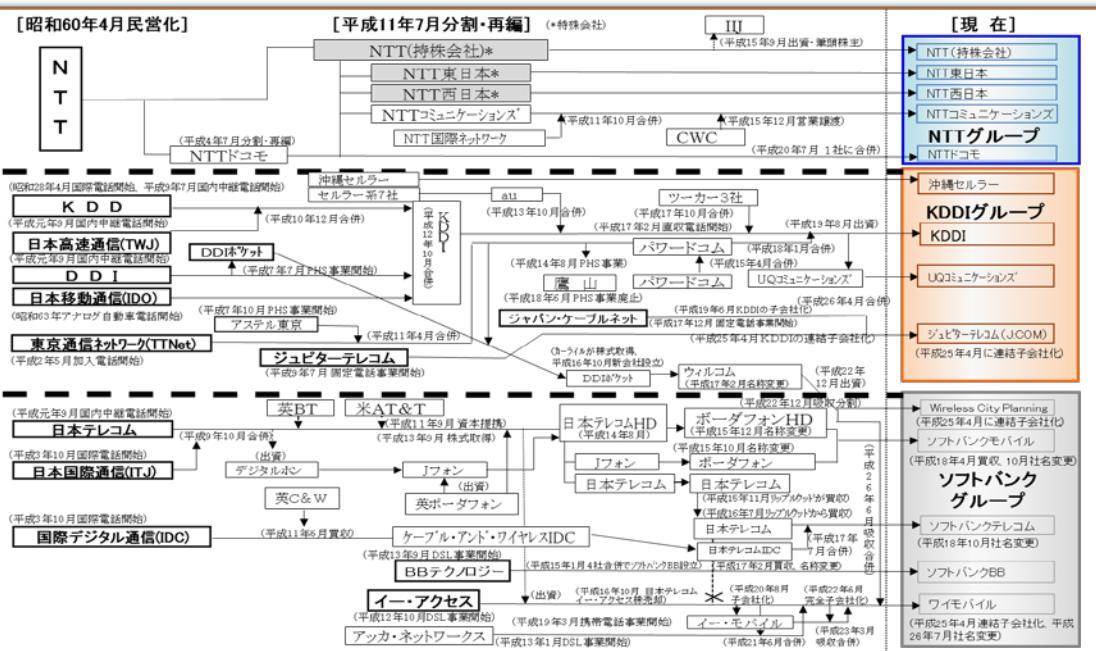
※4: FINMACは、特定第一種金融商品取引業務(指定紛争解決機関業務)の他に、自主規制団体及び自主規制団体に加入していない第2種業者から委託を受けて、  
「証券取引」、「預金」、「貸付」、「保険」、「販売」等の業務を行っている。

業務(認定投資者保護団体等業務)を行っており、これら業務に係る平成25年度の苦情受付件数は114件、紛争解決手続受付件数は43件である。

參考資料 22

## 電気通信事業者の変遷

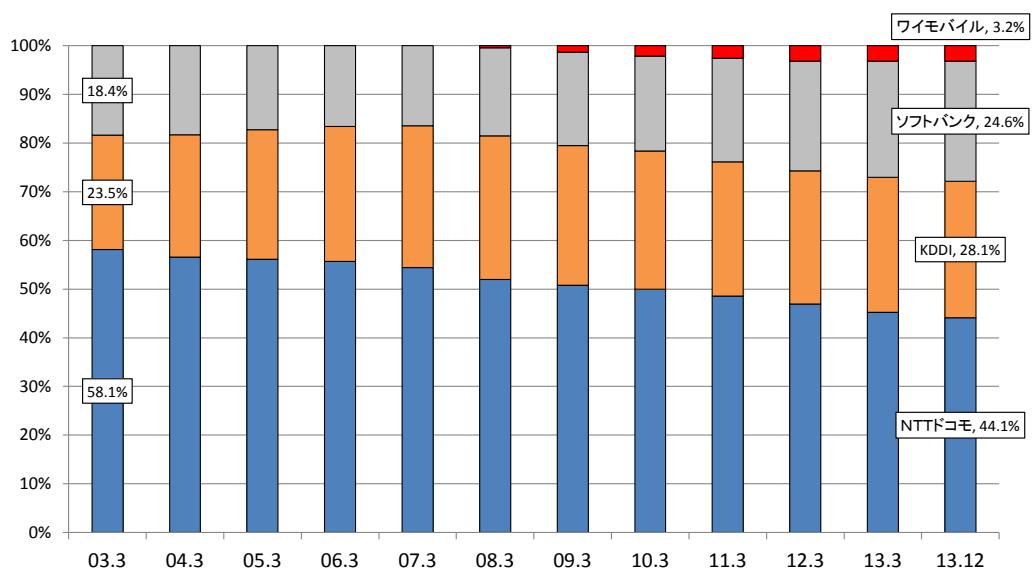
- 携帯電話事業者の合併・買収に伴う再編により、モバイル市場は実質的に3グループに集約。（NTTグループ、KDDIグループ、ソフトバンクグループ）



(出典) 総務省作成

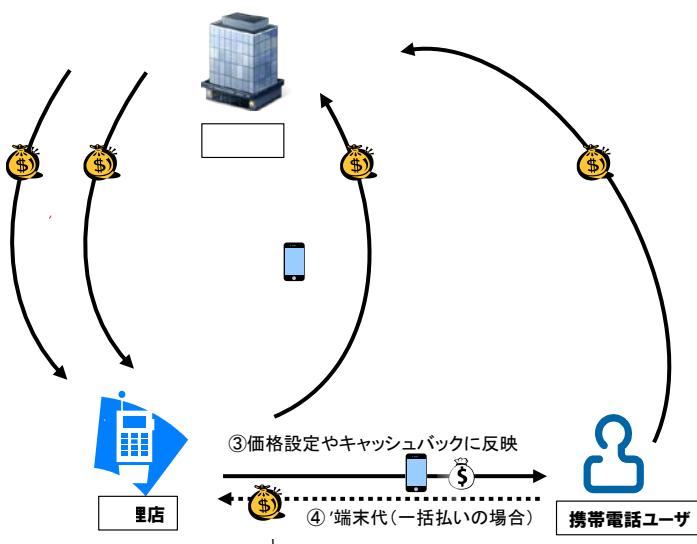
## 携帯電話のシェアの推移

□ 携帯電話の契約数シェアを見ると、NTTドコモ44.1%、KDDI28.1%、ソフトバンク24.6%となっており、3グループのシェアが均衡化しつつある状況。



(出典)電気通信事業者協会資料及び総務省調査

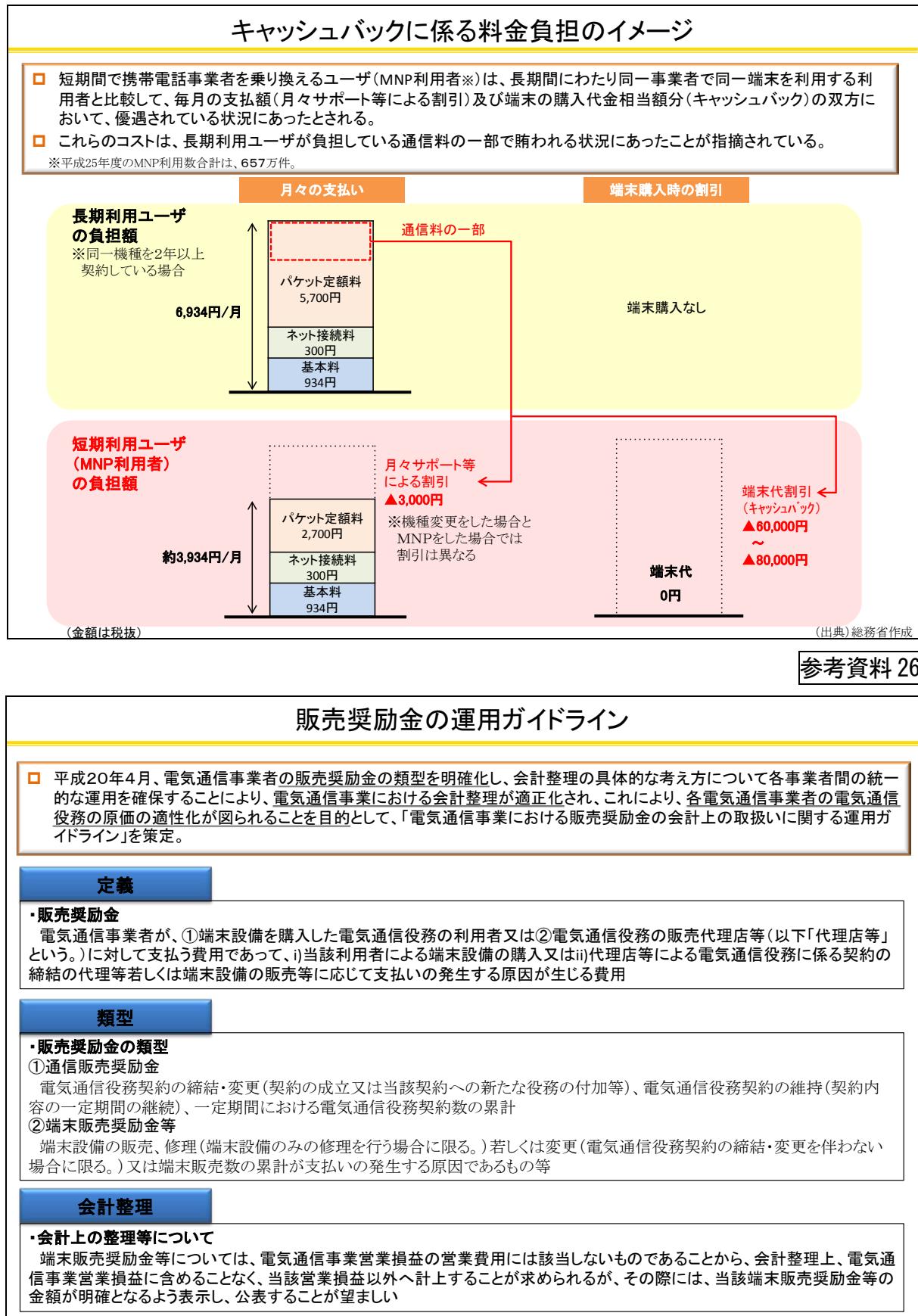
## 携帯端末販売の流れのイメージ



※ インセンティブの種類

：われるもの、一定の数量を超えた契約を獲得すると上乗せされるもの、販売機種毎に上乗せされるもの、契約した利用した契約に対するものなど、携帯各社の経営判断により細かく設定されており、時期によって異なるもの。

(出典)総務省作成



## SIMロック解除に関するガイドライン (2010年(平成22年)6月)

### 1. 趣旨

**海外渡航時、携帯電話の番号ポータビリティ制度利用時**など、携帯電話利用者の中にはSIMロック解除に対する要望が存在。

事業者は、その主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除を実施することが期待される。

**当分の間、法制化に係る検討は留保し、事業者による取組状況を注視。**

### 3. 説明責任

事業者は、①端末販売時、②SIMロック解除時、③役務の提供に係る契約締結時に、以下の事項等を利用者に説明。

- SIMロック解除に係る条件及び手続
- **他社のSIMカードが差し込まれた際に、通信サービス等の利用が制限される可能性**

### 2. 対象となる端末

**平成23年度以降新たに発売される端末のうち、対応可能なものからSIMロック解除を実施。**

対象となる端末並びにSIMロック解除に係る条件及び手続を事前に公表。

### 4. その他

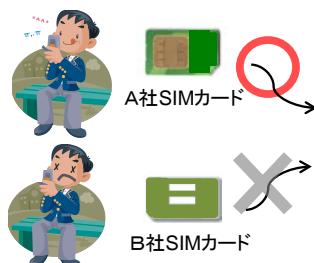
(1) 通信サービスの不具合・機器の故障への対応

現に役務を提供する事業者は、利用者への対応に当たる体制を整備するものとし、事業者等との間で取次方法等について協議。

(2) ガイドラインの見直し等

SIMロック解除に係る事業者の取組等携帯電話市場を取り巻く環境変化を踏まえ、**ガイドラインの見直しのほか、所要の対応を実施。**

## SIMロックの概要



A社の端末は、A社のSIMカードが差し込まれたときのみ動作。  
(B社のSIMカードを差し込んでも動作しない。)

SIMロック解除及びSIMフリー端末の状況	
1. SIMロック解除の状況	
<b>NTTドコモ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2011年4月1日以降に発売されたiPhone及びフォトパネル以外の端末(スマートフォンも含む)においてSIMロック解除可能</li> <li>✓ 解除手数料は、3,000円(税抜)</li> </ul>
<b>KDDI</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ iPhoneも含め、すべての端末についてSIMロック解除不可。</li> <li>✓ 3Gについては、他社と通信規格が異なるため互換性無し</li> </ul>
<b>ソフトバンクモバイル</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2011年4月1日以降の4機種のSIMロック解除対応端末を発売しているが、その他の機種については(iPhoneも含め)SIMロック解除不可。</li> <li>✓ 解除手数料は、3,000円(税抜)</li> </ul>
<b>ワイモバイル</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2011年4月1日以降に発売された22機種のうち19機種がSIMフリー端末だが、3機種についてはSIMロック解除不可。</li> </ul>
2. SIMカード単体発売	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話事業者では、NTTドコモ、ソフトバンク、ワイモバイルが販売。</li> <li>・MVNOでは、日本通信、NTTコミュニケーションズ、ビッグローブ、IIJ、ソネット、フリービット等が販売。</li> </ul>	
3. SIMフリー端末	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年～： 「Nexus」シリーズの発売(Google社)</li> <li>・2013年11月： iPhoneのSIMフリー版を発売(Apple社)</li> <li>・2013年11月： 格安SIMフリースマートフォン「Freetel」(プラスワン・マーケティング)</li> <li>・2014年3月： 台湾コヴィア製スマートフォン「Flea Phone」シリーズ((株)コヴィア等)</li> <li>・2014年4月： 子供用SIMフリースマートフォン「ポラスマ」(クロスリンクマーケティング)</li> </ul> <p style="text-align: right;">(出典) 事業者ホームページ等により作成</p>	

モバイルビジネス研究会後の携帯電話市場の環境変化		
	モバイルビジネス研究会当時	現在
通信方式の共通化	第3世代携帯電話までは、W-CDMAとCDMA2000で通信方式が異なる状況。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ LTE(3.9世代携帯電話)の普及 ※LTE契約数:3,876万件(平成25年12月末現在)</li> <li>➢ VoLTEが今夏以降、開始予定</li> </ul>
端末の共通化	フィーチャーフォンが主流(キャリア毎にカスタマイズされた端末が主流)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ スマートフォン(グローバル端末等)の普及 ※スマートフォン契約数:5,734万件(平成26年3月末現在)</li> </ul>
通信サービスと端末の分離	端末料金と通信サービス料金が一体的な提供が一般的	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 端末の割賦販売・利用期間付き契約(2年縛り)の一般化</li> </ul>
通信サービスと上位レイヤーサービスとの分離	キャリアメール・キャリアコンテンツは同じキャリアの通信サービスの利用が必須。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ フリーメールの普及</li> <li>➢ キャリアメールキャリア・コンテンツの分離(例:ドコモメールやドコモのdマーケットは他社でも利用可能。)</li> </ul>
通信サービスと端末のアフターサービスの分離	端末のアフターサービスも含めて通信サービスを提供するキャリアが提供。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ キャリアとは別のアフターサービス提供主体の登場(例:iPhoneについては、Appleでアフターケアサービスを提供)</li> </ul>

## 諸外国のSIMロック解除に関する規制等

- 日本を除く主要国の通信事業者は、少なくとも契約から一定期間経過後にはSIMロック解除に応じている。
- なお、英国、ドイツなどの国ではSIMロック解除に関する規律は存在しないものの、フランスや米国、韓国ではSIMロック解除に関する規制を設けている。

	SIMロック解除に関する規制等（規制内容）	備考
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の条件の下SIMロックを施すことが認められている（ARCEP決定）。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①契約者はいかなる時点においてもSIMロック解除を要求可能</li> <li>②拘束期間満了後あるいは遅とも契約締結から6ヶ月経過後は無償でSIMロック解除方法を通知</li> </ul> </li> <li>・事業者団体と政府との合意により、同団体所属事業者は契約締結から3ヶ月経過後は無料でSIMロック解除方法を通知する旨表明。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結から3ヶ月に満たない時期に解除する場合には手数料を徴収する事業者が多い（一例として€76）。</li> </ul>
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年に実施された700MHzオークションでは、700MHz高帯域のCブロックにネットワークアクセスする場合の条件としてSIMロック禁止を規定（FCC規則27.16条）</li> <li>・2013年12月、事業者団体CTIAが消費者のための行動規範を改定し、SIMロック解除に関するFCCとの合意事項を追加。2014年2月適用。</li> <li>・2014年5月より一部の端末について、解約時に無料でSIMロックを解除できる。</li> <li>・2015年2月までに全ての端末について、SIMロック解除を実施。（ポストペイドの場合、①契約期間満了後、②端末込契約満了後、③早期解約料支払後のいずれか、プリペイドの場合、最初に使用してから一定期間後（最長1年）に解除可能。）</li> </ul>	<p>＜現在の解除条件の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【AT&amp;T】60日経過後解除可能、手数料無料</li> <li>【T-Mobile】40日経過後解除可能、手数料無料</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年7月からW-CDMA端末でのSIMロック解除を義務化。</li> <li>・義務化に先立ち2009年3月に「電気通信事業用無線設備技術基準」及び「電気通信設備の相互接続基準」を改正。</li> <li>・2013年11月、「電気通信設備の相互接続基準」を改定し、SIMロック解除の対象をLTEに適用拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでも解除可能、手数料無料。</li> </ul>

(HP情報等をもとに作成)

## 米国のSIMロックの状況

- 2013年12月、事業者団体CTIAが消費者のための行動規範を改定し、SIMロック解除に関するFCCとの合意事項を追加（2014年2月適用）。これにより、2014年5月より、解約時に無料でSIMロックを解除できることとなる。（ポストペイドの場合、①契約期間満了後、②端末込契約満了後、③早期解約料支払後のいずれか、プリペイドの場合、最初に使用してから一定期間後（最長1年）に解除可能。）
- 2014年2月25日、個人がSIMロックを解除できる旨を定めた法案「Unlocking Consumer Choice and Wireless Competition Act」が下院で可決。

### 経緯

- ・個人によるSIMロック解除は、デジタルミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act, DMCA）の免除事項に該当するとして黙認されていた。
- ・しかし、2013年1月、消費者が契約期間終了後であっても契約先の携帯通信事業者の同意を得ずにSIMロック解除することはデジタルミレニアム著作権法に違反すると米議会図書館が判断したため、10万人以上の消費者が判断の無効化を求めて政府の請願プラットフォームに署名。

これを受けて、ホワイトハウス及びFCCは、SIMロック解除を行うことによって違反の可能性にさらされることとなった消費者を保護する観点から、SIMロック解除が可能であることを担保する動きが加速

### 【事業者が消費者のSIMロック解除の権利を担保】

- ・2013年11月、FCC T.ウィラー委員長は携帯電話事業者らがつくる業界団体CTIA（Cellular Telecommunications & Internet Association）に当たる書簡で、ユーザーがモバイル端末のロックを解除できる権利の成文化を要求。
- ・2013年12月、CTIAが行動規範を改定（SIMロック解除に関する合意事項を追加）。2014年2月に適用。
- ・2014年5月には、各事業者が解除ポリシーを公開し、解除対応を開始する。
- ・2015年2月までには、ロック解除可能となった旨の利用者周知、原則2営業日以内の解除対応等、行動規範へ盛り込んだ6項目すべてについて対応を開始する。（なお、詐欺的行為や盗難された端末であるという合理的な根拠がある場合は事業者はロック解除要求を拒否可能。）

### 【法律で消費者のSIMロック解除の権利を担保】

- ・「Unlocking Consumer Choice and Wireless Competition Act」が2014年2月25日に下院で可決。
- ・消費者が、利用している事業者の承認を得て、端末のSIMロックを解除することができることを規定。
- ・上院は、2月に下院で可決した法案から複数の携帯電話のSIMロックを解除するいわゆる「バルク解除」禁止条項を削除した上で、当該法案を7月15日に可決。下院が改めて7月25日に可決。
- ・8月1日にオバマ大統領が署名。

(HP情報等をもとに作成)

## 携帯電話各社の従来のLTE料金の比較

- 従来の主要事業者のLTE料金プランはほぼ横並びの状況であった。

会社名	NTTドコモ		KDDI (au)		ソフトバンク モバイル		ワイモバイル (イー・アクセス)
基本料	タイプXiにねん(2年契約)		LTEプラン(誰でも割、2年契約)		ホワイトプラン(2年契約)		LTE電話プラン(にねん)
	743円		934円		934円		934円
通話料	20円／30秒 Xiかけ・ホーダイ:667円／月 (自網内24時間無料)		1～21時の自網内通話無料 上記以外は:20円／30秒 au通話定額24:477円／月 (自網内24時間無料)		1～21時の自網内通話無料 上記以外は:20円／30秒 24時間通話定額オプション :476円／月 (自網内24時間無料) ※2013年1月サービス提供開始		自網内24時間無料 上記以外は:18円／30秒
ネット接続料	spモード		LTE NET		S!ベーシックパック		—
	300円		300円		300円		—
データ通信料	Xiパケ・ホーダイ フラット	iPhone	Xiパケ・ホーダイ ライト	LTE対応 スマホ	iPhone	LTE対応 スマホ	iPhone
	5,700円	5,200円	4,700円	5,700円	5,200円 (最大2年)	5,700円	5,200円 (最大2年)
合計 (通話料除く)	6,743円	6,243円	5,743円	6,934円	6,434円	6,934円	6,434円
							3,696円

※ 主要事業者は平成26年6月以降、以下のとおり新たな料金プランを提供。

・NTTドコモ：平成26年6月1日より新たな料金プラン(カケホーダイプラン:2,700円やパケットパック:3,500円～22,500円(2GB～30GB)など)を提供。

同年9月以降、従来プランの新規加入受付を停止。

・KDDI(au)：平成26年8月13日より新たな料金プラン(電話かけ放題プラン:2,700円やデータ定額:3,500円～9,800円(2GB～13GB))を提供。

・ソフトバンクモバイル：平成26年7月より新たな料金プラン(通話かけ放題プラン:2,700円やデータ定額パック3,500円～22,500円(2GB～30GB))を提供。

同年12月以降、従来プランの新規加入受付を停止。

(出典:各社ホームページをもとに作成。2014年(平成26年)5月時点の料金)

## 従来の定額データ通信の料金プランの状況(主要3社)

- 従来、携帯主要3事業者の「定額データ通信料金」は、7GB上限メニューが基本。  
⇒ 利用者の利用実態(ユーザ1人当たりの平均通信量は約2GB/月)に応じた料金プランは限定的であった。

### 通常のデータ定額料金

提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは5,200円/月)
KDDI(au)	LTEフラット	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは2年目まで5,200円/月)
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットfor 4G	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは2年目まで5,200円/月)

### 携帯電話事業者の提供する割安料金プラン

提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ ライト	4,700円	月3GBの容量制限 (2012年10月～)
	Xiらくらくパケ・ホーダイ	2,839円	月500MBの容量制限 ※「らくらくスマートフォン」向け
	Xiパケ・ホーダイ for ジュニア	2,839円	月500MBの容量制限 ※「スマートフォンforジュニア」向け
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットforシンプルスマホ	2,839円	月500MBの容量制限 ※「シンプルスマホ」(3Gのみ)向け

注1 利用料金:3,900円/月～5,700円/月

※ 金額は税抜。容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる。

(出典:各社ホームページをもとに作成。2014年(平成26年)5月時点の料金)

## 参考資料 35

携帯電話各社の音声通話料金の比較																		
(税抜)																		
会社名	NTTドコモ(注1)					KDDI (au)(注2)					ソフトバンクモバイル(注3)							
プラン名	タイプシンプル パリュー	タイプSS パリュー	タイプS パリュー	タイプM パリュー	タイプL パリュー	タイプLL パリュー	プランE シンプル	プランSS シンプル	プランM シンプル	プランL シンプル	ホワイト プラン	標準 プラン	オレンジ プラン	オレンジSS プラン	オレンジS プラン	オレンジM プラン	オレンジL プラン	
基本料	743円	934円	1,500円	2,500円	4,000円	6,500円	743円	934円	1,550円	2,500円	3,950円	6,700円	934円	1,867円	1,700円	2,250円	3,200円	4,650円
無料通話(※5)	なし	1,000円 (25分)	2,000円 (55分)	4,000円 (2時間 22分)	6,000円 (5時間 13分)	11,000 円 (12時間 13分)	なし	1,000円 (25分)	2,000円 (62分)	4,050円 (2時間 24分)	6,300円 (4時間 22分)	12,000 円 (13時間 20分)	なし	なし	1,000円 (25分)	2,000円 (62分)	4,050円 (2時間 24分)	6,300円 (4時間 22分)
通話料	20円/ 30秒	20円/ 30秒	18円/ 30秒	14円/ 30秒	10円/ 30秒	7.5円/ 30秒	20円/ 30秒	20円/ 30秒	16円/ 30秒	14円/ 30秒	12円/ 30秒	15円/ 分	20円/ 30秒	20円/ 30秒	16円/ 30秒	14円/ 30秒	12円/ 30秒	15円/ 分

※ 各社のプランのうち、主なもの。最大通話時間は、すべて音声通話で使用した場合もの。なお、3社とも家族間の国内通話は24時間無料。

注1 「アミ割MAX50」又は「ひとりでも割50」(いずれも2年契約)適用時の基本料

注2 「誰でも割」(2年契約)適用時の基本料

注3 「新・自分割」(2年契約)適用時の基本料

会社名	NTTドコモ				KDDI (au)				ソフトバンクモバイル							
プラン名	タイプXiにねん				LTEプラン				ホワイトプラン							
基本料	743円				934円(注)				934円							
通話料	20円／30秒				1～21時の自網内通話無料 上記以外は:20円／30秒				1～21時の自網内通話無料 上記以外は:20円／30秒							
	Xカケ・ホーダイ:667円／月 (自網内24時間無料)				au通話定額:477円／月 (自網内24時間無料)				24時間通話定額オプション:477円／月 (自網内24時間無料)							

※ 各社のプランのうち、主なもの。3社とも2年契約適用時の基本料で、家族間の国内通話は24時間無料

注 「誰でも割」適用時の基本料

「事業者ホームページ及びパンフレットにより作成(2014年(平成26年)5月時点の料金)」

## 参考資料 36

諸外国におけるスマートフォン(LTE)プラン(月額)															
事業者	基本使用料	250MB	500MB	1GB	2GB	3GB	4GB	5GB	6GB	7GB	8GB	9GB	10GB	...	備考
日本 (NTTドコモ)	743※1	—	—	—	—	4,700 (6,410)	—	—	—	5,700 (7,410)	—	(8,200 (9,910))	(10,700 <11GB> (12,410))	—	※1 ・別途ネット接続料300円及び通話料が必要。 ・括弧内は基本料、ネット接続料、自網内通話無料(667円)を加算。他網への通話料は別途必要。
	新プラン 2,700※2	—	—	—	3,500 (6,500)	(4,500 (7,500))	—	5,000 (8,000)	(6,000 (9,000))	—	6,700 (9,700)	(7,700 (10,700))	9,500 (12,500)	22,500 (30GB) (25,500)	※2 ・別途ネット接続料300円必要。 ・国内通話無制限。 ・括弧内は基本料、ネット接続料を加算。
米国 (VERIZON)	4,104 (\$40)	1,539 (\$15) (5,643)	3,078 (\$30) (7,182)	4,104 (\$40) (8,208)	5,130 (\$50) (9,234)	6,156 (\$60) (10,260)	7,182 (\$70) (11,286)	—	8,208 (\$80) (12,312)	—	9,234 (\$90) (13,338)	—	(10,260 (\$100) (14,364))	23,085 (\$225) (30GB) (27,189)	※2 ・250MB～50GBまで計17段階選択可。 ・国内通話無制限。 ※3 通話料1,000分まで無料。
英国 (EE)	—	—	5,545※3 (\$37.49)	—	6,162 (\$41.66)	—	—	6,778 (\$45.83)	—	(9,248 (\$62.5))	—	—	(11,703 (\$79.1))	—	・国内通話無制限 ※3 通話料1,000分まで無料。
仏国 (Orange)	—	—	2,550 (\$20.9)	—	—	3,365 (\$27.58)	—	—	—	4,080 (\$33.4)	—	—	16,320 (\$133.77)	—	・国内通話無制限 ・10GBプランは端末セットプランのみ。
独国 (T-Mobile)	—	—	4,954 (\$37.73) (750MB)	6,610 (\$60.34) (1GB)	9,920 (\$75.55) (2.5GB)	—	—	11,028 (\$83.99)	—	—	—	—	—	—	・最低100分から無料通話分がある。
韓国 (SKTelecom)	—	—	3,267 (\$27.000) (800MB)	3,812 (\$31.500) (1.6GB)	4,659 (\$38.500) (2.6GB)	—	—	5,566 (\$46.000)	—	—	—	6,534 (\$65.000) (13GB)	7,865 (\$65.000) (18GB)	9,196 (\$76.000) (18GB)	・最低120分から無料通話分がある。

(出典:各社ホームページをもとに作成。2014年(平成26年)5月時点の料金)

- アンドロイド端末の場合における最も初期費用の安い2年契約プラン(ただし、仏国のみ12ヶ月契約)を記載。
- 日本の新料金プランについては、本年6月1日からサービス開始。10GB以上のプランについては、家族10人までデータ容量の共用が可能。
- 米国の各プランについては、端末10台までデータ容量の共用が可能。
- 購買力平価(平成24年): 1米\$=102.6円、1£=147.9円、1仮€=122円、1€独=131.3円、1W=0.121で計算。小数点以下四捨五入。

## 携帯電話各社の新料金プラン(スマートフォンの場合)について

- 本研究会の議論を踏まえ、携帯大手3社は、データ通信料金の多様化を軸とする新料金プランを発表、適用を開始(本年6月～)。

会社名	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンクモバイル	ワイモバイル	(税抜)
基本料 (国内通話のかけ放題を含む)	カケホーダイプラン (2年契約) 2,700円	電話カケ放題プラン (2年契約) 2,700円	通話し放題プラン (2年契約) 2,700円	スマホプランS/M/L (2年契約) S(1GB):2,980円 M(3GB):3,980円 L(7GB):5,980円	
ネット接続料	spモード 300円	LTE NET 300円	S!ベーシックパック 300円	基本料に含む	
データ通信料金	2GB 3GB 5GB 8GB 10GB 13GB 15GB 20GB 30GB	3,500円 — 5,000円 6,700円 9,500円 ※ — 12,500円 ※ 16,000円 ※ 22,500円 ※	3,500円 4,200円 5,000円 6,700円 8,000円 9,800円 — — —	3,500円 — 5,000円 — 9,500円 ※ — 12,500円 ※ 16,000円 ※ 22,500円 ※	基本料に含む
合計	6,500円～25,500円	6,500円～12,800円	6,500円～25,500円	2,980円～5,980円	
備考	※10GB以上は家族間でデータ容量をシェアすることが可能。 ・2014年6月提供開始。 ・2014年10月から未使用の容量を翌月に繰り越し可能。	・3GB、8GBのプランも提供。 ・データ通信量を家族に融通可能。 ・2014年8月13日提供開始。	※10GB以上は家族間でデータ容量をシェアすることが可能。 ・未使用の容量を翌月に繰り越し可能。 ・2014年7月提供開始。	・他社携帯電話・PHS・固定電話(I-P電話含む)への1回当たり10分以内の国内通話が月300回まで可能。 ・2014年8月提供開始。	

(出典)各社ホームページより作成。